

# 明峰素哲の生涯とその功績(四)

——瑩山門下の僧録として永光寺・大乘寺を担った曹洞禪者——

佐藤 秀孝

## 氷見の海慧山光禪寺への入院

光禪…且越中州檀越、再請帰<sub>レ</sub>光禪。師亦一生所持之辨財天、奉<sub>レ</sub>安唐嶋。地主像王権現、契<sub>レ</sub>寺鎮守、永転<sub>レ</sub>食輪、終為<sub>レ</sub>円寂之地。師随処大興<sub>レ</sub>礼楽、広揚<sub>レ</sub>玄化、謝<sub>レ</sub>事経行。洞谷…且越中光禪寺、請<sub>レ</sub>第一祖。松岸旨淵和尚自在<sub>二</sub>二世<sub>一</sub>。扶桑…嗣後開<sub>レ</sub>法于(大乘及永光)光禪、三坐道場、而名流<sub>一</sub>遐迹。

延宝…(住<sub>二</sub>大乘、移<sub>二</sub>永光<sub>一</sub>)剋<sub>二</sub>越之光禪寺、為<sub>二</sub>第一世<sub>一</sub>。

本朝…(遂住<sub>二</sub>大乘、尋移<sub>二</sub>永光<sub>一</sub>)越之檀越、剋<sub>二</sub>光禪寺、延為<sub>二</sub>

開山始祖。三処道場、風規真密、参徒帰心。

諸祖…(師受<sub>レ</sub>命礼辞、帰住<sub>二</sub>大乘<sub>一</sub>)又遷董<sub>二</sub>(能之永光)越

之光禪。故有<sub>二</sub>三坐道場之名、流<sub>二</sub>播寰宇<sub>一</sub>。

聯燈…謝<sub>レ</sub>事経行至<sub>二</sub>越中、剋<sub>二</sub>光禪寺<sub>一</sub>棲<sub>レ</sub>焉。

源流…(遂住<sub>二</sub>大乘、尋移<sub>二</sub>永光<sub>一</sub>)又開<sub>二</sub>越之光禪<sub>一</sub>。

大乘…(尋董<sub>二</sub>永光<sub>一</sub>延元二年住<sub>二</sub>本山<sub>一</sub>)後開<sub>二</sub>山越之光禪<sub>一</sub>。

素哲は能登酒井保の洞谷山永光寺から加賀押野荘の東香山樞樹林大乘寺へと遷住し、久しく瑩山門下の僧録として化導を敷いていたわけであるが、その後、大乘寺を退いて越中(富山県)射水郡下庄氷見に存した海慧山光禪寺に遷住入院することになる。<sup>(1)</sup>すでに述べたごとく氷見の光禪寺は現今の富山県氷見市丸の内(もと射水郡氷見町中町)に存し、山号を海慧山(または海恵山)と称している。素哲が光禪寺の開山になつている事実は燈史・僧伝などの等しく伝えるところであるが、実際に如何なる事情で光禪寺を創建したのか、その際に素哲を外護して伽藍建立に尽力した檀越などが特別に存したのか、素哲が光禪寺に住持していた期間はどうなつてあつたのかなど、具体的な動向といふ点になると、判然としていないところがきわめて多い。<sup>(2)</sup>

ただ、幸いに光禪寺には「光禪開山老和尚行業記」と「越中州海慧山光禪寺二代松岸旨困禪師」の伝を合わせて一

卷一軸にした伝記史料が木箱に収められて現存しており、光禪寺を通じた開山素哲と法嗣で二世の松岸旨淵に関する足跡がまとめられている。この両史料は『越中古文書』巻一〇「氷見光禪寺書類」にも載せられているが、光禪寺に所蔵される両史料を収めた蓋の表には「光禪開山老和尚行状記並二代和尚小行実記」と記され、蓋の裏には「前光禪宝円東堂寂菴叟寄附焉」とあるから、まさに卍山派下(珠巖派)の寂庵道光(？―一七五五)が金沢の護国山宝円寺の東堂(隠居)として「光禪二代和尚小行実記」(あるいは単に「光禪寺二代松岸禪師伝」とすべきか)を撰して後、自ら光禪寺に寄贈したものであることが判明する。以下、旨淵の伝記史料については、一応、道光の表記に基づいて「光禪二代和尚小行実記」と略称することにしたい。

ところで、「光禪開山老和尚行業記」においても、素哲が光禪寺に入院する消息としては、

且らく越中州の檀越、再び請して光禪に帰せしむ。師、亦た一生所持の弁財天もて、唐嶋に奉安す。地主像王権現、寺の鎮守に契い、永く食輪を転じ、終に円寂の地と為す。師、随处に大いに礼樂を興し、広く玄化を揚げ、事を謝して経行す。

という僅かな記載が存しているにすぎない。しかも住山した年時などが記されておらず、この点は他の燈史や僧伝において一切その間の事情を審らかにしていないのであつ

て、きわめて不可解といつてよい。まして越中の檀越が再び請して素哲を光禪寺に帰せしめたと述べていながら、「光禪開山老和尚行業記」自体にはそれ以前に素哲が如何に光禪寺と関わりを持っていったのかを何ら記しておらず、光禪寺創建にまつわる記事が全く見られない。また素哲を再び請したという越中の檀越についても具体的に如何なる人物を指しているのか、その具体的な対象者が定かでないであり、これらの記載は問題を含む内容といえよう。

では、そもそも従来の燈史や僧伝においては、素哲と光禪寺との関わりをどのように伝えているのであろうか、それぞれの記事内容について整理してみることになしたい。

『洞谷五祖行実』によれば「且らく越中の光禪寺、第一祖に請す。松岸旨淵和尚、自ら二世に在り」と記されており、越中の光禪寺が素哲を第一祖に拝請したと、法嗣の松岸旨淵が自ら第二世に就いたことを伝えている。『本朝高僧伝』でも「越の檀越、光禪寺を創め、延いて開山始祖と為す」とあり、ここでは越中に特定の檀越があつて光禪寺を創建し、素哲を延請して開山始祖となしたとされる。これらの記述からすると、越中氷見の地に光禪寺を創建して素哲を開山第一祖に招くだけの有力な外護檀越が存したことになる、素哲自身が独自に光禪寺を開創したことにはさられていない。しかも『洞谷五祖行実』の表現からすると、

実際に光禪寺を開創したのは法嗣の旨淵であつて師の素哲を勧請開山に迎えたかのごとき意にも解されよう。

これに対して、『延宝伝燈録』では「越の光禪寺を扨めて第一世と為る」とあり、素哲が自ら光禪寺を創建して第一世に就いたものと解している。『大乘聯芳志』でも「後に越の光禪を開山す」とあり、素哲が後年に自ら光禪寺を開山したと記している。『延宝伝燈録』『大乘聯芳志』によるかぎり、素哲自身が氷見に赴いて光禪寺を建立していることにならう。一方、『洞上聯燈録』においては「事を謝して経行して越中に至り、光禪寺を扨めて焉れに棲む」とあつて、大乘寺住持職の事を謝して後、越中に経行した素哲が光禪寺を創建して隱棲した事になっている。『洞上聯燈録』によれば光禪寺の開創は北朝の暦応年間（一三三八—一三四二）以降、素哲が大乘寺を退いてから後のことと解されている。しかも「光禪開山老和尚行業記」と内容の順番が前後するものの、大乘寺住持の事を謝して経行したとする記述は同一である。『延宝伝燈録』『大乘聯芳志』『洞上聯燈録』の記載によれば、素哲は光禪寺を開創するに当たつて初めから特定の檀越の外護を得たのではなく、独自に伽藍を創建して開山第一世になつたと解されており、光禪寺は素哲にとつて大乘寺を退いて後の閑居地のごとき意味合いを持つていたことにならう。

このように光禪寺の開創と開山素哲の入院に関しては、諸史料の記述がそれぞれ微妙に相違した表現を用いており、細かく見るとわずかな記事内容の中でも一致しない箇所が多いわけである。ところで、『永光寺中興雜記』の「本寺開闢之次第」においては、

光禪寺、同御宇嘉曆二年丁卯六月建立也。自永平丁酉四年、在越中氷見。

と記されており、ここでは光禪寺が建立されたのを明確に嘉曆二年（一二三二）六月であつたと伝え、永平寺の開創より八四年目に当たることを明記している。<sup>3</sup>同じく『永光寺中興雜記』には「日本第四本寺」として、

光禪寺、永光末寺。開山明峯和尚。明峯派本寺。

と記されているから、素哲によつて草創された光禪寺は早くから永光寺の末寺として位置付けられるとともに、明峰派の本寺という格式を得て機能していたらしい消息が知られる。<sup>4</sup>永光寺としても光禪寺が素哲自身の開創になる特別の寺院として重視せられていたことにならう。

ただし、石川県立図書館所蔵『貞享二年寺社由緒書上』「越中分」の「光禪寺」の項には、光禪寺の梅隱なる者が貞享二年（一六八五）五月二六日に記した記事として、

当寺開闢者、嘉曆元年丙寅、至当歳三百五拾九年ニ罷成候。開山者、瑩山和尚上足明峯和尚ニ而候。当寺者已然より

伝候墨付之物無<sub>レ</sub>之候故、檀越之發起人茂知<sub>レ</sub>申候。

とあるから、光禪寺の開創に関しては嘉暦元年(一二三六)<sup>(5)</sup>であつたとする説も存していたことにならう。<sup>(6)</sup>また江戸初期の時点でも「檀越の發起人も知り申さず候う」と記されており、光禪寺の開基が誰であつたのかがやはり不詳とされている。

一方、これと別に光禪寺には年時は不詳ながら江戸期に光禪寺から射水郡高岡(いま高岡市関本町)の高岡山瑞龍寺に提出された「越中氷見海恵山光禪寺」の由緒が伝えられているが、そこにも素哲が光禪寺と関わつた消息として、

当寺開闢元祖明峯素哲禪師者、日域曹洞之第一祖永平五世之的孫、洞谷紹瑾和尚上足也。師之道儀、達<sub>レ</sub>後醍醐上皇叡聞、降施甚渥多。嘉暦年中創<sub>レ</sub>七堂伽藍、塔頭・寮舎構<sub>レ</sub>于四方、其勝地隱無御座候。上古之仏殿本尊釈迦文仏之像、脇立迦葉・阿難之像、并玉泉院様被<sub>レ</sub>遊<sub>レ</sub>御寄進<sub>レ</sub>法衣九条之袈裟、于<sub>レ</sub>今在<sub>レ</sub>之候。

という記載が存しており、この記事は『越中古文書』巻一〇「氷見町光禪寺書類」にも収録されている。<sup>(7)</sup>そこに記すところによれば、光禪寺は素哲を開闢元祖として鎌倉末期の嘉暦年間(一二三六―一二三九)に七堂伽藍が創建され、さらに塔頭(素哲の廟所)や寮舎が寺内の四方に構えられたとされ、上古の仏殿の本尊である釈迦牟尼仏と脇侍の摩訶

迦葉・阿難陀の二尊者を含めた釈迦三尊像も存していたことが伝えられている。<sup>(8)</sup>ただし、嘉暦年間にすでに後醍醐天皇との関わりが存したとする記載には無理があり、また開創の当初から七堂伽藍が整つていたという内容も問題であらう。さらに後に触れるごとく「海慧山光禪寺鎮守唐嶋辨財天畧縁起」によれば、兵部卿親王すなわち護良親王が七堂伽藍を建立して祈願所とし、境内一里四方に寺領三〇〇余石を寄進したと伝えられるが、その消息の歴史的眞偽も明確でない。<sup>(9)</sup>

いずれにせよ、これらの記事を総合して窺えることは、素哲が正中二年(一二三五)八月に師の瑩山紹瑾の後席を継承して能登の永光寺に住持した二年後か三年後には、地理的にも近い越中氷見の海浜に何らかのかたちで光禪寺を創建していることは疑いなかろう。現今、光禪寺の寺伝においては草創を嘉暦二年六月とする説に立っているが、その一方ではほかにも北朝の暦応元年(南朝の延元三年、一二三八)<sup>(10)</sup>であつたとする伝承なども存していたようである。

もつとも素哲の活動に先立つて同門の壺庵至簡がすでに正中元年(一二三四)に同じ越中射水郡の上荘池田(いま氷見市久目)に大雄山紹光寺を創建していることが知られる。<sup>(11)</sup>至簡が北朝の暦応四年(南朝の興国二年、一二四一)に示寂した後、紹光寺は高弟の瑞翁超源から法孫の梅庵至芳へと継

承され、檀越の三善朝宗の帰依を得て壺庵下の拠点の一つとして維持されていくのである。ちなみに紹光寺には第三世の梅庵至芳が北朝の応安二年（南朝の正平二十四年、一三六九）に自作したとされる「木造開山壺庵禪師坐像」一軀が奉安されている。<sup>(12)</sup>

ところで問題なのは、「光禪開山老和尚行業記」において素哲の光禪寺開創に関する記載を述べていないのに対して、寂庵道光が「光禪二代和尚小行実記」においては光禪寺の創建に関わる記事として「嘉暦二年、補<sub>ニ</sub>席光禪<sub>一</sub>」と記していることであつて、ここでは明確に嘉暦二年に法嗣の松岸旨淵が光禪寺の住持に就任している情報が伝えられている。この記述によるならば、光禪寺開創とともに素哲は自ら開山として住持に就くことはせず、法嗣の旨淵に光禪寺の第二世住職としての全権を委ねていたことにならう。さらに「光禪二代和尚小行実記」によれば、

曆<sub>ニ</sub>應<sub>レ</sub>庚辰、師<sub>ニ</sub>莅<sub>ニ</sub>洞谷六代法席也。玄侶腰<sub>レ</sub>包、憧憧競謁。

という記事が存しているから、旨淵は北朝の曆<sub>ニ</sub>應<sub>レ</sub>三年（南朝の延元五年・興國元年、一三四〇）には光禪寺住持を退いて永光寺第六世に陞住していることが知られる。この点は永光寺第五世の壺庵至簡との関わりから年時に若干の疑点も存しているが、この頃に旨淵が瑩山下の法孫として初めて永光寺に陞住していることは疑いなかろう。<sup>(13)</sup>ただし、輪住制

を敷いて間もない永光寺に旨淵が住持していたのはわずか一ヶ年ほどであつたものと見られるから、輪住期間を終えた旨淵は再び光禪寺に帰山したのかも知れない。

ところが、素哲は晩年に至つて何らかの事由で大乗寺住持の座を退いて、実際に光禪寺に赴くことになつたものらしい。それまで単なる招請開山であつたと見られる素哲は、このとき正式に光禪寺の住持として入院開堂しているわけである。そのために「光禪開山老和尚行業記」では「且らく越中州の檀越、再び請して光禪に帰せしむ」という不可解な表現を用いているものと推測される。

残念ながら素哲が光禪寺に再住のかたちで入院した時期については何れの伝記史料も明確に伝えていない。状況からすると素哲は老境に達して繁多な大乗寺の住持職を辞し、光禪寺において自由な学人接化を目指したものであろうから、時期的には七〇歳をいくぶん越えた北朝の貞和年間（一三四五—一三五〇）の初め頃のことではなからうか。この点、注目すべきは「光禪開山老和尚行業記」の撰者である寂庵道光が、すでに触れたごとく別に「通幻和尚人事考」において、

明峯祖師、正中二年八月住<sub>ニ</sub>洞谷<sub>一</sub>、踰<sub>ニ</sub>一紀<sub>一</sub>。以<sub>ニ</sub>延元二年<sub>一</sub>、移<sub>ニ</sub>大乗<sub>一</sub>、經<sub>ニ</sub>曆<sub>ニ</sub>應<sub>レ</sub>康永<sub>一</sub>之年。貞和初歲、拳<sub>ニ</sub>無漏崇公<sub>一</sub>令<sub>レ</sub>繼<sub>レ</sub>席云。

と記していることであろう。道光は「光禪開山老和尚行業記」を撰してより数一〇年を経た時点で、果たして如何なる史料に基づいて「延元二年を以て大乘に移り、曆応・康永の年を経たり。貞和の初歳、無漏崇公を挙して席を継がしむ」と記しているのであろうか。道光に基づいた史料については定かでないが、若い頃に撰した「光禪開山老和尚行業記」の内容を変更している事実を思えば、その後知り得た何らかの記事によって年時を確定しているはずであろう。「通幻和尚人事考」によれば、素哲は大乘寺に入院してより曆応年間(一一三三—一一三四)から康永年間(一一三二—一一三四)にかけて住持として積極的な活動を展開していたが、貞和年間の初めに法嗣の無漏素崇(一一三〇—一一三五)に大乘寺の後席を譲って退院していることになろう。大乘寺に伝わる素哲に関わる文書としては、すでに述べたごとく貞和二年四月に富樫家善が寺の境内地を定めた寄進状があり、また素哲が加賀河北郡の道満寺に与えた置文も同年五月になされており、ともに住持として素哲の名で記されているから、その頃までは住持であったことは疑いない。しかしながら、それ以降の文書で明確に素哲を大乘寺住持と記すものが現存していないことからすると、素哲が大乘寺を退董したのは貞和二年五月以後まもない頃ではなかったかと推測される。

しかしながら、この記事をもって直ちに住持職が素哲より素崇へと移行したと見るのも早計であって、後に触れるごとく素哲の喪記である『大乘三代明峰禪師不安并喪記之序』の記事などからすると、素崇が正式に大乘寺の住持に就任するのは素哲が示寂した直後のことであり、貞和年間の時点においては素崇はまだ大乘寺の正式な住持には就任していなかったと見なければならぬ。おそらく素崇は素哲より大乘寺の留守を守る監寺(看司)のごとき立場を任されていた<sup>(14)</sup>というのが実情であって、素哲としては大乘寺住持の座を退いたとはいっても、実質的には大乘寺住持を兼務するかたちで光禪寺へと赴いているのではなからうか。いずれにせよ、道光の「通幻和尚人事考」からすると、素哲は貞和年間の初めに名目上ながら繁瑣な大乘寺住持の座を謝し、光禪寺へと退任していることが窺われよう。

光禪寺は立場上は距離的にも程近い永光寺の末寺というかたちを取っているが、すでに述べたごとく明峰派とくに松岸系の本寺的な性格の寺院として早くから機能していたものらしく、素哲にとって自ら開創した拠点寺院の要所であったことは諸史料を通して窺うことができる。『続扶桑禅林僧宝伝』では「三坐道場、名は遐迹に流る」と伝え、『本朝高僧伝』では「三処の道場、風規真密にして、参徒、帰心す」とあり、『洞上諸祖伝』でも「故に三坐道場の名有り

て、寰宇に流播す」と記されている。ここにいう三処道場とか三坐道場とは、素哲が住持した永光寺と大乘寺と光禪寺という三道場を指しており、ともに寺内の風規が真密であつたため素哲の名声は天下に伝播し、多くの参学の徒がその門に帰仰したとされる。また遐迹とは遠近のことであり、素哲の名声が近隣のみでなく遠方にまで知れ渡つたことをいう。大乘寺が師翁の義介を開山とし、永光寺が先師の紹瑾を開山として、あくまで素哲の立場は世代の一人にすぎなかつたのに対し、光禪寺こそは素哲自身が開山始祖として入院した禅寺であり、この寺に寄せる素哲の思いには特別のものが存したはずであろう。

素哲が伽藍を創建した当時、おそらく光禪寺の近隣には人家も稀で松林の間から有磯の青海原が望まれたことであろうし、浦風のそよ吹く中に清浄閑寂な寺域が佇んでいたはずである。光禪寺は能登酒井保の永光寺から東へわずか二〇キロほどしか離れておらず、氷見の地は能登半島が突出する根本に富山湾に臨んで位置しており、海陸交通の要所に当たっている。素哲や旨淵らがこの地を選んで伽藍を建立している背景には、そうした当時の水陸の交通網などを意識に入れた事情が存したものと見られる。

ところで、「光禪開山老和尚行業記」によれば、素哲が光禪寺においてなした活動として「師、亦た一生所持の辨財

天をば唐嶋に奉安す」という記載が存している。これによれば、素哲は光禪寺に入院した際に、自ら一生所持してきた辨財天像を氷見の海上に浮かぶ唐嶋に奉安したとされる。唐嶋は現今も氷見新港から東三〇〇メートルの沖合に位置し、北東より南西が約六〇メートル、北西より南東が約三メートルの楕円形をなし、石灰岩から成る標高一二メートルの小島である。比較的に新しい記載ながら、光禪寺には文化元年（一八〇四）林鐘六月に光禪寺前住の幻如庵が撰した「海慧山光禪寺鎮守唐嶋辨財天畧縁起」という史料が現存しており、その全文は『越中古文書』の「氷見光禪寺書類」にも収められている<sup>15</sup>。その中で素哲と唐嶋の辨財天に関する記載として、

光禪開祖明峰禪師、行脚の日、参籠して無上最尊法宝を取得せんことを祈誓玉ふ。靈感不虛、果して洞上の正燈を嗣統して後、三国伝来一寸八歩閻浮檀金天女の尊像を求め得て、便ち嶋上に奉安し、偈を相して氷見岸畔に草を挿み、偃息の処となす。唐嶋、鬼門に当るをもつて鎮護社となし、接化利生愈弘し、檀信帰崇して道香覆ひかたし。英名早晩ク帝都達し、後醍醐天王の御宇、兵部卿親王、選<sub>二</sub>高僧<sub>一</sub>為<sub>二</sub>国家<sub>一</sub>禳<sub>二</sub>兵災<sub>一</sub>に、開祖またその数にあつかる。特賜田産三百余石で、香積界を賑す。終に七堂伽藍大叢林となるとかや。

という内容が記されている。光禪寺前住の幻如庵とは、定期的に見て光禪寺第三一世の如庵湛堂（？—一八一四）のこ

とを指していると推測され、この史料は湛堂が住持の座を退いて東堂（隠居）となり、第三二世の百忠鳥孝（？—一八〇九）や第三三世の石筍円了（？—一八一〇）へと住持が交代していく中で撰述されたものということになろう。「海慧山光禅寺鎮守唐嶋辨財天畧縁起」によれば、素哲がいまだ行脚修行していた頃、唐嶋の地に参籠して無上最尊の仏法を修得せんことを祈願したとされ、<sup>(16)</sup>その後、曹洞宗の正燈を嗣続することができたため、三国伝来と伝えられる一寸八歩の閻浮提檀金の天女像を求め得てこれを島上に奉安し、氷見の海岸を選んで光禅寺を建てて偃息の地となしたというのである。辨財天女すなわち弁天はインド五河地方の河神として崇拜された天女であり、日本では弁才・財福の徳があるときれ、湖辺や海辺に祀られることが多い。しかも唐嶋があたかも光禅寺の鬼門の方向に当たっていたことから、素哲はこの島を光禅寺の鎮護社となし、学人の接化と衆生の済度に邁進し、広く檀信の帰崇を得たと記されている。「海慧山光禅寺鎮守唐嶋辨財天畧縁起」の記載は後代のものであることから、どこまで史実として成り立つかは問題であろうが、氷見港に望む光禅寺と氷見海上に浮かぶ唐嶋を無関係とする方が不自然であり、素哲が唐嶋に辨財天を祭ったというのは事実であろうと推測される。<sup>(17)</sup>

ところで、当時、氷見の唐嶋と関わった禅者は素哲のみ

ではなく、かつて素哲が参学した法燈派の恭翁運良もまた唐嶋にその足跡を残しているらしい。すなわち、「仏林恵日禅師行状」によれば、

氷見海濱有<sub>二</sub>岩石<sub>一</sub>屹<sub>二</sub>乎波心<sub>一</sub>。師於<sub>二</sub>其尖上<sub>一</sub>、建<sub>二</sub>石浮圖<sub>一</sub>。蓋師之心、欲<sub>二</sub>來<sub>一</sub>往<sub>二</sub>舟船<sub>一</sub>。乃至海中鱗介之類、游<sub>二</sub>泳于塔影<sub>一</sub>者、共得<sub>二</sub>結縁<sub>一</sub>也。

という記載が見られ、運良が氷見の海浜に屹立した岩石に石塔を建てて往来する船舶の目印となし、この地方で最初の灯台となした消息を伝えている。氷見の海浜に屹立していた岩石とは唐嶋のことにほかならず、石浮図とはおそらく石仏ではなく石塔のことを指している。<sup>(18)</sup>しかも運良の事跡もその背景にはやはり船舶の交通網や富山湾の漁民を意識に入れた同様の発想が見られる。时期的に運良が唐嶋に石塔を建立したのは越中放生津（いま新湊市放生津）に黄龍山興化寺（興化護国禅寺）を開創した前後の頃、すなわち運良の晩年に近い時期と見られるから、素哲が唐嶋に辨財天を奉安したのとはほぼ同じ頃のことと推測される。<sup>(19)</sup>

さらに「光禅開山老和尚行業記」には、唐嶋と辨財天像との関わりにつづいて、

地主像王権現、寺の鎮守に契り、永く食輪を転じ、終に円寂の地と為す。師、随处に大いに礼楽を興し、広く玄化を揚げ、事を謝して経行す。



と記されており、光禅寺における素哲の化導の一端が伝えられてゐる。これによれば、素哲は地主像王権現を光禅寺の鎮守とし、人々の信仰を集めて寺の経営の足しにしたものらしく、しかも光禅寺を円寂の地と定めてゐる。円寂の地とは自らが最期を迎える地ということであり、素哲が大乗寺や永光寺ではなく光禅寺をもって終焉の場所と定めたことを意味してゐる。

ところで、ここにいう地主像王権現というのが如何なる尊像なのかは定かでないが、地主とは土地神の意と見られ、権現とは仏菩薩が仮に神として垂迹して化身を現じたものである。一に地主像王権現とは光禅寺に現存している木造地蔵菩薩立像のことではないかとも推測される。この地蔵菩薩像は藤原時代（平安後期）の作と伝承され、検造り五四・五センチの一木造・彫眼の立像であり、古くより光禅寺の近隣に信仰されていたものらしく、昭和一三年九月六日に起こった氷見の大火にも開山素哲の木造とともに焼失の難を逃れてゐる。<sup>20</sup>

いま一つ考えられるのは、像王権現が大和（奈良県）吉野の金峰山蔵王堂の本尊で、修験道で奉られる蔵王権現のことを指している可能性が存することである。蔵王権現は古く役小角（役行者、？一六九九？）が金峰山で修行中に祈り出したものとされるが、経規などにも根拠が見られない。

一般に蔵王権現は一面三目二臂で忿怒の相をなし、頂上に三髮冠、右手に三鈷杵を振り上げ、<sup>21</sup>右手を腰に据え、右足を上げて躍り上がった形像をしてゐる。仮に素哲が光禅寺の鎮守として蔵王権現を寺内に祀ったとすれば、あるいは光禅寺の前身のごとき堂宇がもとと存し、そこに奉安されていた蔵王権現像を引きつづき境内に留め置いたものかも知れない。

いずれにせよ、素哲が地主像王権現の尊像を光禅寺の護伽藍神として鎮守したところ、人々から厚く信仰されるようになったため、寺の経営面に益するところが大であつたとされる。食輪を転ずるとは、ここでは尊像に対する信仰が高まつて多くの檀信の布施が寄せられ、参禅辦道する住持から修行僧らに至る山内の出家者が法輪を転ずるために食を得ることが可能となり、広く寺院の経営面が充実して住僧の飢えを満たしたことをいう。檀信の布施（財施）で食輪が転ぜられることで、出家者は檀信に法門を説示して法輪が転ぜられるのであり、この食輪と法輪の二輪が充分に転ぜられてこそ寺門は隆盛へと向かうことができる。<sup>22</sup>

この点は「海慧山光禅寺鎮守唐嶋辨財天畧縁起」において、素哲らの活躍によつて光禅寺には朝廷より田産三〇〇余石が下賜され、香積界を賑して七堂伽藍の整つた大叢林となつたと記してゐるのとも符合しよう。ただし、「光禅二

代和尚小行実記」に、

繼元弘之乱、峰令<sub>レ</sub>師而同禪<sub>レ</sub>兵災。正慶二年癸酉、後醍醐帝  
重祚、建武之間、帝有<sub>レ</sub>紹、而於<sub>レ</sub>州郡内<sub>レ</sub>割<sub>レ</sub>莊田<sub>レ</sub>贍<sub>レ</sub>庫堂。

とあるから、光禪寺が後醍醐天皇より荘田を下賜されたのは建武年間のことであり、素哲がこれにかなり関与していたのは窺えるものの、実際にこのとき住持を勤めていたのは松岸旨淵であったことが記されている。いずれにせよ、「光禪開山老和尚行業記」によれば、再住した素哲は光禪寺を円寂の地と定めたことを伝えていて、これは晩年の素哲が光禪寺を自派の拠点として位置付けようとした点を強調したものであろう。

さらに「光禪開山老和尚行業記」には「師、随处に大いに礼楽を興し、広く玄化を揚げ、事を謝して経行す」という記事が見られるが、これは素哲が永光寺・大乘寺・光禪寺のみでなく、到るところで大いに禪の礼楽すなわち威儀作法を興し、諸地に布教教化を施した事実をいうのである。事を謝するとは素哲が晩年に煩瑣な住持職を退いて自由な身であったことをいい、経行とは諸地を行脚歴遊して法を説いた消息を伝えたものであろうか。謝事を一に詠事とする説も存するが、詠事経行であれば素哲が各地を往来して仏法を語り示した消息を述べたものということになる<sup>(23)</sup>うか。

ところで、素哲が光禪寺でなした活動の一端を伝えるものとして、『続日域洞上諸祖伝』巻一「禅昌寺慶屋紹禅師伝」には、素哲の法孫に当たる慶屋定紹(一三三九?—一四〇七)の参学修道について、

師諱定紹、慶屋其字也。能州長氏子。幼而慕<sub>レ</sub>僧儀、深求<sub>レ</sub>出家、双親不<sub>レ</sub>聴。二十七歳、恃怙相繼亡矣。師悲哀過<sub>レ</sub>礼。於<sub>レ</sub>是礼<sub>レ</sub>光禪明峰和尚、祝髮納戒。及<sub>レ</sub>峰遷化、訪<sub>レ</sub>徹山廓和尚於<sub>レ</sub>大乘。

と伝え、『洞上聯燈録』巻四「防州法幢山禅昌寺慶屋定紹禅師」の章でも、

能州長氏子。幼而慕<sub>レ</sub>僧儀、深求<sub>レ</sub>出家、双親不<sub>レ</sub>聴。二十七歳、恃怙相繼亡矣。師悲哀過<sub>レ</sub>礼。於<sub>レ</sub>是礼<sub>レ</sub>光禪明峰、祝髮納戒。及<sub>レ</sub>峰遷化、訪<sub>レ</sub>徹山和尚於<sub>レ</sub>大乘。

と載せられており、この人が光禪寺の素哲に随侍した消息を伝えている。定紹は素哲より珠巖道珍さらに徹山旨廓(一三三七六)と嗣承する旨廓の法を嗣いでいるから、実際には素哲の曾孫に当たっているが、法統の祖である素哲に参学して得度の小師となったという。能登の豪族長氏の出身であった定紹は幼い頃より僧儀を慕って出家を求めていたが、両親は彼の願いを容易に許さなかったとされる。二十七歳のときに父母が相次いで没したため、ようやく定紹は光禪寺の素哲を礼して出家剃髪し、受戒して禅僧となったと

記されている。<sup>(24)</sup>

『続洞上諸祖伝』や『洞上聯燈録』によれば、定紹は応永一四年(一四〇七)六月二〇日に世寿六九歳、法臘四三歳で坐化したとされるから、逆算するとその生年は北朝の暦応二年(南朝の延元四年、一三三九)であったことになり、素哲の示寂当時ですら僅か一二歳にしかならない。ところが、両史料ともに定紹が素哲を光禅寺に訪ねて得度受戒したのを二七歳のことと伝えており、明らかに矛盾する内容となっている。また燈史・僧伝のいうごとく紹定が二七歳で受戒したとすると、その年は北朝の貞治四年(南朝の正平二〇年、一三六五)であったとしなければならず、すでに素哲が示寂して一〇数年の歳月が経過していたことになる。定紹が二七歳で光禅寺の素哲に参じたというのが史実であれば、当然ながら定紹の生年は従来いわれているより早かったと解さなければならぬ。仮に素哲が示寂した年に定紹が二七歳であったとしたならば、その生年は正中元年(一三三四)であったことになり、おそらくそれより若干は遡ると推測される。ただ、その後定紹が参じたのが大乘寺第五世(実際には第二一世か)となった徹山旨廓であることから、光禅寺で素哲に就いて得度出家から受戒までもなしたとすれば、素哲の最晩年の頃のできごとであったと解さなければならぬ。

明峰素哲の生涯とその功績(四)(佐藤)

光禅寺の世代は素哲の後にその高弟である松岸旨淵が第二世となっており、『大乘聯芳志』『前住松岸旨淵和尚』の章には、

加州人。嗣<sub>ニ</sub>法明峰哲。始董<sub>ニ</sub>永光及光禅、尋住<sub>ニ</sub>本山。後開<sub>ニ</sub>山能之光恩、無<sub>レ</sub>幾又遷<sub>ニ</sub>永光。貞治二年六月五日寂。法嗣三員、照菴智鑑・徳翁正呈・玉泉言。出<sub>ニ</sub>浄住古記。

と記されている。ただし、旨淵は素哲に先んじて光禅寺住持を任されており、これと前後して播磨(兵庫県)美囊郡吉河(いま美囊郡吉川町楠原)の吉河山永天寺を開創しており、その後永光寺の第六世に輪住となっているものらしく、さらに素哲の示寂した直後に大乘寺の第六世へと陞住している。したがって、素哲の示寂した後は旨淵ではなく、すでにその法嗣である徳翁正呈(正貞とも、?一三七四)が光禅寺の第三世として入寺していたのかも知れない。その後光禅寺は第四世の雪庭素祥(?一三九五)から第五世の宝国宗珍(?一四四六)や第六世の覚窓守勤(守勲とも、?一四五八)さらに第七世の盧山宗遠(?一四八一)と次第しており、松岸下の徳翁正呈の門流によって独占的に維持継承されて後世へと展開したことが知られる。

光禅寺伽藍は戦国期に兵火に罹って一旦は焼失したものの、江戸初期の承応三年(一六五四)頃に加賀藩第三代藩主の前田利常(一五九四—一六五八)より寺領を拝領し、江戸

中期の元禄年間(一六八八—一七〇三)には明峰派(山下の月澗義光(一六五三—一七〇二)が第一九世として諸堂宇を再建している。義光は光禅寺の中興開山と称されており、また義光の法を嗣いだ全源亮湛(?—一七三七)が第二〇世に住持し、「光禅開山老和尚行業記」や「光禅二代和尚小行実記」を撰した寂庵道光も亮湛の法を嗣いで第二二世の住持として活躍している。

しかしながら、その大伽藍を誇った光禅寺も昭和一三年(一九三八)九月六日に起こった氷見の大火によって類焼し、再び堂宇が灰燼と帰している。このとき寺内に存した寺宝のいくつかは辛うじて難を免れているが、焼失の憂き目に遭ったものも多かったと推測される。今日、光禅寺に所蔵されている木造の「開山明峯禪師坐像」一軀は丈が一〇八センチ、寄木造りで玉眼・彩色の尊像であるが、残念ながら江戸期の作と推定されている。とはいえ、その姿はおそらく以前に光禅寺に存した素哲坐像に基づいて模刻されているはずであろうから、かなりの面で往年の素哲の真影を伝えているものと見られる。

ところで、『越中古文書』巻一〇「氷見光禅寺書類」に載る「光禅寺所蔵品等」の文書には、光禅寺に所蔵されていた品々の名と簡略な解説が記されている。その中で開山の素哲にゆかりの品目について挙げて見るならば、およそつ

ぎのごとくならう。

- 一、当山開祖執持弘子。 壺。
- 開祖明峰和尚、支那天童山ヨリ賜ルモノト。
- 一、青磁鉢。 同上。
- 一、同花瓶。 同上。
- 一、大仏頂首楞嚴神咒。 開山和尚筆。 壺冊。
- 一、辨道話。 道元禪師筆ヲ模写セシ物ナリ。 壺冊。
- 一、仮名法語。 明峰和尚作并筆。 壺幅。

卷末二建武三年丙子正月十五日、住洞谷主素哲書トアリ。

別ニ享保中写シノ横卷アリ。

- 一、巖竹ノ傍ニ童子ノ図。 落款、素哲筆、印。 明峰和尚筆。 壺幅。

黄檗南源賛。

この『越中古文書』は加賀藩編集方によって江戸末期から明治期においてなされた調査の記録であり、「光禅寺所蔵品等」の記載は当時の光禅寺に所蔵されていた素哲ゆかりの品々として如何なるものが存したかについて貴重な消息を伝えている。<sup>25)</sup> これらの品々は昭和一三年九月に起こった氷見の大火においても辛うじて類焼を免れたものが存しているが、一方で灰燼に帰した品も見られる。そこで以下、この記述に基づいてそれぞれの什物に関して一通りの考察をなしておくことにしたい。

最初に挙げられる当山開祖として素哲が所持していた払子、それに青磁の鉢と花瓶という三品については「開祖明峰和尚、支那天童山ヨリ賜ルモノト」と注記されている。いずれも素哲が中国江南の明州（浙江省）慶元路鄞県東の天童山景德禪寺より賜ったものとされ、事実とすれば年代的に元代以前の品々ということになる。<sup>26</sup>この点はすでに触れたごとく素哲がかつて修行期に入元して江南の禪林を歴遊したらしい消息を伝えるものなのか、それとも何らかの事情で天童山から贈られたものなのかは定かでない。

実際に光禪寺には天保三年（一八三二）の箱書きを持つ開山素哲執持の払子が伝えられており、柄長二五センチ、毛長五一センチとなっている。また光禪寺には明代の作と推定される端正な趣きを有する青磁器三口も伝えられている。青磁の双鱼文鉢一口は径二八・五センチ、高さ六センチであり、同じく青磁の象炉一口は総丈一四センチ<sup>27</sup>であって、この二品はともに明代の作と推定されている。また青磁の花瓶一口も総丈二五センチであるが、これは製作年代は定かでない。これらの品々が如何なる事情で光禪寺に所蔵されるに至ったかは明確ではなく、元代の作であれば素哲との接点も認められようが、明代の品ということになれば素哲が示寂して以降に光禪寺にもたらされたものということになる。ただ、素哲の法嗣である大智が入元して江南禪林

を巡り、天童山にも掛搭している事実が知られるから、あるいはここに挙げられた払子・青磁鉢・青磁花瓶の三点が元代後期の作であれば、大智との関わりで光禪寺に置かれることになった品々であった可能性も存しよう。

つぎの「大仏頂首楞嚴神咒」も「開山和尚筆」とあるから、光禪寺には素哲が書写した『大仏頂満行首楞嚴陀羅尼』すなわち『楞嚴咒』一冊が寺宝として所蔵されていたことが知られる。<sup>28</sup>実際に光禪寺には開山直筆と伝承される『大仏頂首楞嚴神咒』袋綴一冊が伝えられており、これを収めた箱書きには享保二年（一七二七）の年記が存しているから、当時すでに開山素哲の遺品として伝承されていたことが知られる。『楞嚴咒』は禅宗で尊重誦誦された典籍であり、瑩山紹瑾の『瑩山清規』すなわち『能州洞谷山永光禪寺行事次序』によれば、すでに四月三日の衆寮誦經、四月一五日から七月一五日までの夏安居中（制中）になされる楞嚴會、また涅槃會・灌仏會・成道會の三仏忌や達磨忌などの仏祖忌、さらに亡僧の龕前誦經や山頭念誦などにおいて、『楞嚴咒』が頻繁に誦誦されていることが知られるから、素哲も光禪寺の諸行事において『楞嚴咒』を常用していたもの<sup>29</sup>と見られる。

つぎの「辨道話」は「道元禪師筆ヲ模写セシ物ナリ」とあるから、光禪寺には道元自筆のものより直に模写した『辨

道話』一冊が所蔵されていたらしいことが知られる。いうまでもなく『辦道話』は南宋より帰国した道元が早々に自らの正法を表明するために撰した著述である。光禪寺に所蔵されていた『辦道話』が素哲自身の筆写になるものか否かは明示されていないが、おそらく素哲か松岸旨淵など光禪寺に住持した初期の歴代住職ゆかりの品であったものと見られる<sup>(30)</sup>。すでに述べたごとく素哲は永平寺ともかなり関わりを持っていた事実が知られ、自ら所持していた道元真筆『普勸坐禅儀』を寂心なる門人(あるいは檀越居士か)に付与した消息を伝える古文書も存していることから、この同じ道元真筆本に基づく『辦道話』の模写本が光禪寺に所蔵される経緯ないし背景には興味深いものを覚える。ただし、この『辦道話』の写本は現今の光禪寺には所蔵されていないようであるから、すでに焼失あるいは紛失しているのであろう。

さらに「仮名法語」として「明峰和尚作并筆」とあり、巻末に「建武三年丙子正月十五日、住洞谷主素哲書」と記されていたとされるから、光禪寺には素哲が建武三年(二三三六)正月一五日に永光寺住持として自ら著作した自筆の『仮名法語』一幅が所蔵されていたらしいことが知られる<sup>(31)</sup>。この素哲自筆の『仮名法語』とは、その年月日からすると肥後(熊本県)の紫陽山広福寺に現存所蔵される「智首座に

与ふる法語」と同じであることから、法嗣の大智に与えたものの控えとして素哲が永光寺に残し、やがて何らかの理由で光禪寺へと移されたものであるうか<sup>(32)</sup>。ただし、この素哲直筆の『仮名法語』もすでに光禪寺に残されていないようである。しかも「別ニ享保中写シノ横巻アリ」とあるから、この『仮名法語』を江戸中期の享保年間(二七六一—七三五)に模写した横巻も別に寺内に存したのもらしい。実際に光禪寺には享保二年(二七一七)三月に第二一世の一如孝順(？—一七四三)が肥後(熊本県)の紫陽山広福寺に秘在する素哲直筆本を書写した「建武三年住洞谷素哲法語」一卷が所蔵されている<sup>(33)</sup>。

最後に「巖竹ノ傍ニ童子ノ図」という絵画一幅が所蔵され、そこに「落款、素哲筆、印、明峰和尚筆」さらには「黄檗南源賛」という付記が存したと伝えられる。これは光禪寺に素哲が自ら筆で画いた「巖竹の傍らに童子の図」が所蔵されていた事実を示すものであり、落款には「素哲筆」として印が押され、「明峰和尚」の作であったことが伝えられている。実際にいまも光禪寺には縦一一三センチ、横二七・七センチという紙本墨書の「竹童図」一幅が「素哲筆」と記されて所蔵されており、これが真に素哲自身の作かその複写品であるならば、素哲が日頃から絵画にも堪能であった一面を物語り、曹洞宗における初期の禅画としてきわめ

て貴重なものということになる<sup>(35)</sup>。ここに「黄檗南源賛」とあるのは黄檗宗祖の隠元隆琦（松隠堂・普照国師、一五九二—一六七三）の高弟で江戸初期に活躍した南源性派（非泉・松泉、一六三二—一六九二）のことであるから、それ以前から「竹童図」が素哲のものとして光禅寺山内に伝承されていたことが知られ、おそらく当時の光禅寺住持が中国から来日した性派に素哲の描いた絵画を見せ、これに賛を請うたものであろう<sup>(36)</sup>。

このほか光禅寺には素哲ゆかりの品として享保十一年（一七二六）八月に永光寺から素哲の遺品として寄贈された御印一箇が存している。すなわち、光禅寺には「明峰大和尚御印付与の事」という「永光天海和尚消息」として、

「明峰花押」洞谷二代明峰大和尚御印、大小有<sub>二</sub>一箇、内一印付<sub>二</sub>与光禅現住寂庵和尚、而永室中之可<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>鎮護<sub>一</sub>者也。

五老峯永光杲天海。「花押」

享保十一丙午秋八月十三日。

光禅寺和尚。

という文書が残されている。これによれば、享保十一年八月一三日に永光寺第四八八世であった天海道杲（道高とも）が素哲の印（花押）大小二箇の内、一箇を光禅寺の寂庵道光に付与している事実が知られ、その後、この落款は素哲ゆかりの品として久しく光禅寺の室内に秘蔵されてきている<sup>(37)</sup>。

明峰素哲の生涯とその功績四（佐藤）

素哲が生前に愛用していた花押の印であれば貴重な遺品ということになり、そうした品がこの時期に永光寺から光禅寺に付与される背景としては、「光禅開山老和尚行業記」を撰述した道光が光禅寺に住持したことに関する祝儀とも関わるものであったのかも知れない。

これら光禅寺所蔵の品々が何度かの類焼を免れて現今に伝えられていることは、素哲の消息を知る上できわめて貴重な資料となっている<sup>(38)</sup>。光禅寺は元禄年間（一六八八—一七〇四）に第一九世中興の月澗義光が堂宇を再建しているが、その堂宇も昭和一三年九月六日に起こった「氷見の大火」によって再び焼失の憂き身を見ている。その後、昭和二八年（一九五三）ないし昭和三〇年に至つてようやく伽藍が復興されているが、この大火によって寺宝で灰燼に帰してしまつた品々も多かつたはずである。そんな中で素哲の伝記の基本となっている「光禅開山老和尚行業記」の原本、さらにその基になつたであろう光禅寺所蔵の文献史料や古文書、撰者寂庵道光に関する史料なども、辛うじて歴史の彼方に埋没せずに済んだことは幸いであつた<sup>(39)</sup>。

現在、光禅寺に寺宝として残されている「前田利家画像」は、加賀前田家の初代藩主である前田利家（孫四郎・高德院桃雲浄見大居士、一五三八—一五九九）の画像であり、絹本着色で縦一〇〇センチ、横五〇センチの軸装となつており、

寛永九年(一六三二)に第三代藩主である前田利常(微妙院一峰充乾大居士、一五九四—一六五八)が寄進したものである。<sup>(40)</sup>また光禪寺には開山素哲の木像が辛うじて氷見の大火による火災の難を免れて開山堂に奉安されており、木像の前には「当山第一祖明峯素哲大和尚禪師」と刻まれた位牌が置かれて<sup>(41)</sup>いる。往時の光禪寺を偲ぶ建造物はすでにきわめて限られたものしか存していない。

### 三処分身示滅と葬儀次第

光禪…于<sub>レ</sub>時観応元年三月廿八日、分<sub>ニ</sub>身於大乘・永光・光禪、同時説法而示<sub>レ</sub>滅。其徒互馳<sub>ニ</sub>价僧<sub>一</sub>得<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>之、貴賤競歎異焉。仍闍<sub>ニ</sub>維於三処<sub>一</sub>、大乘・永光空尽無<sub>レ</sub>物、唯光禪寺有<sub>ニ</sub>靈骨<sub>一</sub>、収<sub>レ</sub>之建<sub>レ</sub>塔、曰<sub>ニ</sub>紹燈<sub>一</sub>。世寿七十四、法臘五十八。

洞谷…観応元年三月廿八日遷化。一日分<sub>ニ</sub>身三処<sub>一</sub>へ大乘・洞谷・光禪<sub>一</sub>唱<sub>レ</sub>滅。門徒洞谷建<sub>レ</sub>塔、曰<sub>ニ</sub>紹燈菴<sub>一</sub>へ旧址、今在<sub>ニ</sub>寺東南隅<sub>一</sub>、亦有<sub>ニ</sub>無縫塔・香合石<sub>一</sub>。

扶桑…観応庚寅元年三月二十八日、示<sub>ニ</sub>微疾<sub>一</sub>、擊<sub>レ</sub>鼓集<sub>レ</sub>衆、索<sub>ニ</sub>紙筆<sub>一</sub>書<sub>レ</sub>頌、泊然坐脱。時永光・大乘皆見<sub>ニ</sub>哲示滅<sub>一</sub>各依<sub>レ</sub>法而闍<sub>ニ</sub>維之<sub>一</sub>。唯光禪、火後得<sub>ニ</sub>舍利骨石<sub>一</sub>、余皆烏有。於<sub>レ</sub>是、門弟子共分<sub>ニ</sub>光禪所<sub>一</sub>得<sub>レ</sub>、樹<sub>レ</sub>塔而蔵<sub>レ</sub>諸。閱世七十四年、坐五十八夏。

延宝…観応元年三月二十八日小疾、撞<sub>レ</sub>鐘集<sub>レ</sub>衆、書<sub>レ</sub>偈坐化。寿七十四、臘五十八。茶毘分<sub>ニ</sub>舍利靈骨<sub>一</sub>、塔<sub>ニ</sub>乎大乘・永光・光禪三処<sub>一</sub>。

本朝…観応元年三月二十八日示<sub>レ</sub>疾、撞<sub>レ</sub>鐘聚<sub>レ</sub>衆、書<sub>レ</sub>偈而化。寿七十有四、臘五十有八。門人火浴、分<sub>ニ</sub>舍利靈骨<sub>一</sub>、塔<sub>ニ</sub>于大乘・永光・光禪三寺<sub>一</sub>。

諸祖…観応元年三月二十八日、分<sub>ニ</sub>身於大乘・永光・光禪、同時説法而示<sub>レ</sub>滅。其徒互馳<sub>ニ</sub>价僧<sub>一</sub>得<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>之。道俗貴卑、競歎異焉。仍闍<sub>ニ</sub>維於三処<sub>一</sub>。大乘・永光空尽無<sub>レ</sub>物。唯光禪有<sub>ニ</sub>靈骨<sub>一</sub>、収<sub>レ</sub>之建<sub>レ</sub>塔。

聯燈…観応元年三月廿八日、分<sub>ニ</sub>身於大乘・永光・光禪、同時説法而示<sub>レ</sub>滅。其徒互馳<sub>ニ</sub>价僧<sub>一</sub>得<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>之。貴賤競歎異焉。仍闍<sub>ニ</sub>維於三処<sub>一</sub>。大乘・永光空尽無<sub>レ</sub>物。唯光禪有<sub>ニ</sub>靈骨<sub>一</sub>、収<sub>レ</sub>之建<sub>レ</sub>塔、曰<sub>ニ</sub>紹燈<sub>一</sub>。寿七十四、臘五十八。

源流…観応元年、身在<sub>ニ</sub>三処<sub>一</sub>示<sub>レ</sub>疾、撞<sub>レ</sub>鐘聚<sub>レ</sub>衆、同時示寂。大乘…観応元年三月二十八日、分<sub>ニ</sub>身於本山・永光・光禪三処<sub>一</sub>、同時示寂。寿(七十四カ)。

おそらく素哲はその最晩年に及ぶまで越中氷見の光禪寺を拠点としつつも、加賀押野荘の大乘寺や能登酒井保の永光寺などに老身を押ししてしばしば出向き、瑩山門下の僧録として怯むことなく学人育成と布教化導の日々を送っていたものと推測される。その後、北朝の観応元年(南朝の正平五年、一三五〇)三月に至って余命もないことを自覚した素哲は、示寂して後における自らの門人らや有縁の寺院の将来を鑑み、大乘寺と永光寺の住持職およびその他ゆかりの諸寺院の坊主職のことを定めている。すなわち、大乘寺



秘本『洞谷記』には「明峰和尚置文」として、

加州大乘・能州永光兩寺住持職事。

右彼住持職者、嗣法小師並伝戒小師・受業小師、同心談合而  
扱ニ出ニ嗣法小師之中其機用之仁一、可レ令ニ住持ニ者也。

此外諸寺事。

加州分、願成寺・仲興寺・僕徳寺・崇禪寺・大会寺・西光寺。

能州分、道興寺・慧恩寺・円光寺。

右彼諸寺坊主職者、嗣法小師並伝戒小師・受業小師、同心談合而扱ニ出其機用之仁一、可レ令ニ居住ニ者也。子孫固可レ守ニ此旨一、為ニ永代龜鏡ニ記レ之。

住ニ大乘ニ素哲御判。

觀応元年庚刀三月廿三日。

という文書が存し、流布本『洞谷記』にもほぼ同文の文書が記されている。<sup>(42)</sup>一方、『永光寺中興雜記』にも「明峯和尚之置文」として、

兩寺住持職事、加州大乘・能州洞谷。

右彼住持職者、嗣法小師并伝戒小師・受業小師、同心評談而扱ニ出ニ嗣法小師之中其機用之仁一、可レ令ニ住持ニ者也。

此外諸寺事。

加州分、（能州）願成寺・（賀）仲興寺・（能）僕徳寺・崇禪寺・（加）大会寺・（加）西光寺・（越中）光禪寺。

能州分、道興寺・慧恩寺・円光寺。

右彼諸寺坊主職者、嗣法小師并伝戒小師・受業小師、同心扱ニ其機用一、可レ令ニ居住ニ者也。子孫固守ニ此旨一、可レ為ニ永代

明峰素哲の生涯とその功績四（佐藤）

龜鏡也。

觀応元年庚寅三月廿三日。

前住大乘紹燈素哲在判。

明峯開山地有ニ數多一、雖レ然不レ乘ニ此置文ニ事、明峯和尚遷化以後、加州・能州・越中ノ処々共建敷。

とやはり同内容の文書が収められている。しかしながら、細かに見ると両史料では字句に若干の異同が存する上に、素哲の肩書きなどに明らかな相違が認められる。すなわち、流布本や大乘寺秘本の『洞谷記』では「住大乘」とあるのに対し、『永光寺中興雜記』では「前住大乘」と記されており、このときの素哲の立場に違いが見られるのであって、果たしてこの置文が大乘寺の正式な住持としてまとめられたものなのか、あるいは前住としてまとめられたものなのか問題となろう。この点、素哲自身が記した文書の原本が伝えられていないのがまことに惜まれる。しかも『永光寺中興雜記』では「紹燈」の名が付されていることから、後に素哲ゆかりの塔頭となった紹燈庵の文字もすでに載せられている。素哲の置文としては何れの表記が真を伝えたものなのか一概には定め難く、原本に「紹燈」のことばまで付されていたかは問題にせよ、おそらく状況的に見ると「前住大乘」というのが正しいのではなからうか。この置文によるかぎり、素哲は北朝の觀応元年三月二三日の時点では大乘寺の寺内それも後の紹燈庵に当たる堂宇に居住して

いたものと見なければならず、置文の内容もすでに自らの最期をかなり意識に入れた行動であったものといつてよい。

さらに『永光寺中興雜記』に載る置文においては、その末尾に「明峯の開山地、数多く有り、然りと雖も、此の置文に乗らざる事、明峯和尚の遷化して以後、加州・能州・越中の処々、共に建つるか」という後代の付記が存している。後世において加賀・能登・越中の諸処に素哲を開山に仰ぐ寺院が数多く存しているのに、この置文にそれらの寺院についての記載がほとんど見られない点から、『永光寺中興雜記』の編者としては、置文に見られない寺々は素哲が示寂して後に素哲を勧請開山に拝請して建立されたものであろうと推測している。

これらによれば、素哲は観応元年三月二三日にこの置文を定めており、大乘寺と永光寺に関しては、嗣法の小師ならびに伝戒の小師や受業の小師らが、同心に談合して嗣法の小師の中より機用の仁者を選出して、住持に任命すべきことを定めている。さらに能登の願成寺と加賀の仲興寺と能登の僕徳寺・崇禅寺と加賀の大会寺・西光寺さらに能登の道興寺・恵恩寺（慧恩寺）・円光寺および越中の光禅寺などの坊主職についても、やはり嗣法の小師ならびに伝戒・受業の小師らが同心に談合し、伝戒・受業の小師を含めて彼らの中より機用の仁者を選出して居住せしめることを永

代に定めている。<sup>(43)</sup>ただし、『洞谷記』では置文の中に光禅寺の名が存していないのに対し、『永光寺中興雜記』の置文では光禅寺の名が組み込まれているという相違が存するものも問題であろう。いずれにせよ、光禅寺に引きこもつて隠閑することなく、最晩年に至るまで大乘寺や永光寺の行く末を見つめ続けて東奔西走していた素哲のすがたが偲ばれる。

そして、この置文を記した日よりわずか五日後の三月二八日に素哲は小疾を示しており、鐘または鼓を撞かしめて大衆を集め、筆を索めて遺偈を自ら書し、泊然として坐化あるいは坐脱したと伝えられる。坐化または坐脱とは手足を組んで結跏趺坐した格好のまま遷化することであり、古来、禅門では直立したまま遷化する立亡とともに禅僧の最期を飾る壮麗な死に方とされている。とくに注目すべきは宗門内の諸伝が等しく素哲が身を大乘寺・永光寺・光禅寺の三処に分ち、同時に説法して滅を示したと記されていることである。これはもちろん史実とは見がたいわけであるが、そこに素哲にとって三ヶ寺とも重要な拠点寺院として対等の価値を持っていたありようを窺うことができる。実際には素哲は光禅寺か大乘寺の何れかで示寂しているはずであるが、その場所については明確には記されていないのが実情である。おそらくその背景には素哲が最晩年に至るまで僧録として大乘寺・永光寺・光禅寺の三ヶ寺を中心

に關連寺院を頻繁に往來していた事情が存するものと見られる。

すでに素哲は三月以前からかなり病気がちであったものらしく、『洞上聯燈録』卷二「加州永安寺玄路統玄禪師」の章では、

佩明峰之印、遍見諸方知識。抵加州開永安、崇明峰為第一代。觀応元年春、明峰和尚寢疾于光禪。師特往服勤。峯病中示衆曰、日用現前痛處不通風時如何。諸徒咸下語、師合掌展拜。峰顧左右曰、只有箇玄路漢親道得。于時徒衆無不愕然。峰滅後、師心喪三年、後終于永安。

という興味深い記事が見られる。玄路統玄（？—一三三八）は素哲の法を嗣いだ高弟の一人であり、その心印を得て後に諸方に歴遊遍参しており、加賀河北郡に永安寺を開いて素哲を開山第一世に拜請したとされている。<sup>(44)</sup>ところが、觀応元年の春に素哲が越中の光禪寺に病臥するや、その知らせを聞いて統玄は光禪寺へと赴き、素哲の看病に服勤したとされる。この記載によるかぎり素哲は大乗寺ではなく、光禪寺において病床に伏したことになるわけであるが、『洞上聯燈録』はあくまで江戸中期の編纂であるから、どこまで史実を伝えているかは問題かも知れない。

ともあれ、素哲は病中に臥してもなお怯むことなく示衆を行ない、門下の人々に対して「日用現前して痛處に風を

通ぜざる時、如何ん」と迫っている。日用とは日々平常のこと、現前とは目の当たりにする、目の前に現れることをいう。「痛處に風を通ぜざる時」とは、身体の痛むところに風を通さないとき、何気ない生活の中で突然に病が起つたときのことであり、そのとき如何に対処したらよいのかといった意であろう。

この素哲の問い掛けに対して会下の大衆はみな自らの見解をそれぞれに述べているが、統玄のみはただ合掌し、坐具を開いて礼拝しただけであったという。そのさまを見て素哲は左右を顧みて「只だ箇の玄路の漢有りて親しく道い得たり」と告げているが、これは玄路に到達した統玄だけがずばり言い当てたと認めただけである。合掌したのは病いをもすべて仏に任せた姿であり、展拝したのも眼前の事実をそのままに載いた意であろう。このとき一山の徒衆はみな統玄の並外れた作略に愕然としたと伝えられる。玄路の漢とは幽玄なる真理に到達した人ということであり、ここでは統玄こそ有無や迷悟など相対的な二見を超えた空寂のところ<sup>(45)</sup>に達した人であるとし、統玄のなした進退を仏道に契つたものとして真に認めている意味となる。この因縁はおそらく素哲が示寂する直前の状況を伝える逸話の一つであって、統玄がなした臨機応変の行動と、これに対応した素哲の接化は、あたかも禅宗初祖の菩提達磨と二祖慧

可にまつわる「礼拝得髓」の話頭をすら連想せしめるものがある<sup>(46)</sup>。

ところで「光禅開山老和尚行業記」によれば、素哲が示寂する前後の動静について、

時に観応元年三月廿八日、身を大乘・永光・光禅に分ち、同時に説法して滅を示す。其の徒、互いに价僧を馳せて之れを知ることを得、貴賤、競いて焉れを歎異す。仍りて三処に闍維するに、大乘・永光は空しく尽きて物無く、唯だ光禅寺のみ靈骨有り。之れを収めて塔を建て、紹燈と曰う。

というきわめて不可思議なできごとを伝えている。これによれば、観応元年三月二八日に素哲はその身を大乘寺と永光寺と光禅寺の三ヶ所に分かち、それぞれ<sup>(47)</sup>の寺院で同時に説法して示寂したというものである。これは素哲が三ヶ寺の何れで示寂したのか、その地を明確に記していないというより、三ヶ寺の何れにもそのすがたを現じていたという点できわめて不可解な記述である。<sup>(48)</sup>加賀の大乘寺と能登の永光寺と越中の光禅寺ではそれぞれかなりの距離を隔てており、当然ながら三ヶ寺を近時に往来することすら不可能である。

ときに各寺の徒衆は互いに价僧を遣わせて素哲の示寂を告げ合うわけであるが、この不思議な事実を知って貴賤はみな稀有なるできごととして歎異したとされる。貴賤とは

ここでは道俗のことで、各寺に居住していた出家者や在家の檀信徒さらに近隣に居住していた武士や農民たちを指している。そこで三ヶ寺でそれぞれに素哲の遺体を茶毘に付したところ、大乘寺と永光寺では消滅して何も残らず、ただ光禅寺のみに靈骨が残ったとされ、出現した靈骨を収めて墓塔を建て紹燈と安名したことを伝えている。

しかも「光禅開山老和尚行業記」のみならず、『洞谷五祖行実』より『続扶桑禅林僧宝伝』『洞上諸祖伝』『洞上聯燈録』『大乘聯芳志』に至る燈史や僧伝のほとんどが等しくこの三処示滅の消息を書き留めており、古くより素哲に関する神変として伝承されてきたらしいことが知られる。この素哲の遷化にまつわる逸話は江戸期には広く知られたものらしく、彼の正山道白なども『鷹峯正山和尚広録』巻一六「小仏事之三拈香」の「大乘三代忌」において、

松林洞谷及光禅、三処同垂滅度縁、靈骨驚飛雷雨曉、電光影裏落那辺。捉敗了也。返魂何只返魂樹、華葉欄前鼻孔穿。

とその不可思議な遷化のありさまを述べ讃えている。これはあたかも『無門関』第三五則に載る「倩女離魂」の古則をすら髣髴とせしめ、<sup>(49)</sup>その意図するところが那辺にあったのかは計り知れないものがある。

三処示滅の説話の背景には素哲が晩年に至るまで一ヶ所

のみに止住することなく、光禪寺を拠点としつつも瑩山門下の僧録として大乘寺・永光寺を含めた三ヶ寺を中心に行化を繰り返していた消息を窺うことができよう。おそらく素哲は実際に自らの死期を自覚する中で、ぎりぎりまで身命を惜しまず三ヶ寺の間を往来して仏法を説示し続けていたのではなからうか。三処示滅の真偽は定かでないが、こうした逸話の生まれた背景に、最晩年まで僧録として門下を育成し、門流を結束せしめんとし続けた素哲の凄絶なまでの臨終のすがたがあつたとも受け取ることができよう。まさに素哲は老馬の道を行くがごとく地味ながら生涯を終えるまで衆生済度に情念を燃やし、人々に自らの生きざまを示すことで仏法への縁を結ばせんとしたものではなからうか。

ところで、幸いに素哲には示寂前後の動静から葬儀の差定や祭文などをまとめた『大乘三代明峰禪師不安并喪記之序』一卷が<sup>50</sup>大乘寺に伝えられており、貴重な消息を窺い知ることができる。『大乘三代明峰禪師不安并喪記之序』の冒頭には、

爾時三月二十五日、灸治五所。侍者並之、近徒僧別与遺書、素崇承之分排。

二十六日、同沙汰之。

二十七日、御所勞急之間、有新命之商量、相当虚焯都寺、

明峰素哲の生涯とその功績(四) (佐藤)

仍可進泉殿狀書調之。晝寅尅、入涅槃。遺偈曰、普天匝地、八達疎通、七穿八穴、智不到中。堂前小鐘三下、衆驚走啼哭、十仏名諷經。

として、三月二五日の不安のさまから二八日の入涅槃に至る状況が簡略ながら記されている。不安とは病気に伏することであり、『大乘三代明峰禪師不安并喪記之序』では明確に病気に伏した地は記されていないものの、大乘寺所蔵史料である点からして、素哲がその最期を迎えたのは大乘寺であつたということになる。素哲は光禪寺を晩年の拠点としつつも、しばしば大乘寺や永光寺に赴くことが存したものと見られ、先の文書でも三月二三日には大乘寺の紹燈庵に在ったらしいことが知られるから、大乘寺において病床に伏してその最期を自覚したのであろう。

三月二五日に素哲は灸による治療を五ヶ所になし、侍者らがこれに随侍する中で、近徒の僧らに別に遺書を認めたとされ、素哲より大乘寺の監寺を任されていた高弟の無漏素崇がこれを受け取って分排したことが記されている。翌日二六日にも同様の沙汰がなされ、二七日には素哲の体調が思わしくなく中で新命住持の素崇による商量があり、都寺の月鑑虚焯がこの商量に相對したとされる。その後、素哲は泉殿である黄泉の下に赴く時期である自らの死期を知つてか状書を調べたとされるが、状書とはここでは同門の法

友や有縁の檀越などに宛てた別れの書簡をいうのであろう。その後、日が変わって三月二八日の暁天の寅の尅（午前四時頃）に至って素哲は涅槃に入ったと伝えられる。しかも『大乘三代明峰禪師不安并喪記之序』によれば、素哲は示寂に臨んで自ら遺偈として、

普天匝地、八達疎通、七穿八穴、智不到中。

という四言四句のことばを残したとされる。この遺偈は「光禪開山老和尚行業記」や他の伝記史料などが一切伝えていないものであり、その面ではきわめて貴重な内容といつてよい。わずかに中世禅僧（とくに曹洞禅者）の祭文や遺偈を収録する愛知学院大学図書館所蔵『禅林雅頌集』『逝偈』に、

普天匝地、八達疎通、七穿八穴、智不到中。 哲禾上。

とあつて同文の遺偈を「哲禾上」すなわち素哲の作として伝えており、『禅林雅頌集』の伝承の古さが知られて貴重である。<sup>(51)</sup>

ここで簡略ながら素哲の遺偈の内容を考察してみることにした。「普天匝地」とは「天に普く地に匝し」ということとで、天地の間にあまねく行きわたっている、天地宇宙に充滿しているといった意である。「八達」とは八方に道が通じる、すべてに通じて自在無碍なはたらきのこと、「疎通」も物事によく通じている、解き分けて明らかにすることをいう。「七穿八穴」とはどこもかしこも穴だらけで蜂の巣の

ようにしてしまう、完膚なきまでに突き破ることである。<sup>(52)</sup>「智不到の中」とは知識分別では捕らえることのできないありようをいい、人間的な分別理解（知解）の及ばないところを意味する。<sup>(53)</sup>したがって、「七穿八穴す、智不到の中」とは、知解分別では捕らえ難い悟りの世界を徹底的に突き破ったことを表現し、示寂に臨んだ素哲の自由無碍な心境を伝える興味深い遺偈といえよう。

さらに『大乘三代明峰禪師不安并喪記之序』によれば、素哲の示寂するや、ただちに堂前の小鐘が三下され、山内の大衆が集まってその死を悲しんで慟哭し、まもなく「十仏名」の諷経がなされている。切迫した状況下で慌てふためく門人らの動向が伝わってくる筆致であるとともに、当時、著名な禅者が臨終を迎えた際に寺内の人々が如何なる所作をなしていたかが如実に知られよう。

ついで『大乘三代明峰禪師不安并喪記之序』によれば、

二十八日、粥罷、不断光明真言、都衆七番分<sub>レ</sub>之、百余人每番三十人。当院、及諸沙弥童行、就<sub>レ</sub>靈前<sub>レ</sub>出家受具。虚惲都司・惠雲都司・玄位書記、代而授<sub>レ</sub>之。斎時、飯齋諷経。諸方群衆之間、為<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>盜賊之怖、自被<sub>レ</sub>置<sub>レ</sub>客殿啓固。三時、大悲呪。申尅以為<sub>レ</sub>良辰、虚惲都司、新命堅辞及<sub>レ</sub>数度、両班勤旧門徒尊宿、未<sub>レ</sub>臨<sub>レ</sub>素崇之寮、報<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>住持<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>伏。語及問答数度、敢不<sub>レ</sub>伏、要<sub>レ</sub>大衆同心合語、而令<sub>レ</sub>推入<sub>レ</sub>丈室、付<sub>レ</sub>新命<sub>レ</sub>畢。

とあり、示寂した直後の二八日の粥罷（朝粥の後）に、山内のすべての大衆一〇〇余人を七つに分け、これをうまく組み合わせて每番三〇人により不断に「光明真言」が唱えられたようである。<sup>54</sup>これは当時の大乘寺の僧衆の数を伝えていて興味深く、常時一〇〇人以上の修行僧が掛搭して参禅学道に努めていたものらしい。また多くの沙弥や童行らが素哲の霊前で最後の小師として出家受具したとされ、都司の月鑑虚焯と恵雲および書記の不借玄位という明峰門下の長老格の高弟が亡き素哲に代わってこれを授けたことが記されている。住持が末期に沙弥や童行（童子行者）などを出家受戒せしめて遺弟とする習慣は、すでに曹洞宗においても孤雲懐奘や徹通義介にその先例があるが、<sup>55</sup>懐奘や義介の場合、生前に自ら戒を授けているか、その一部始終を目の当たりにして自ら認可しているのに対し、素哲の場合はあまりに急であつたためか、霊前での受戒というかたちになつたのであろう。

また齋時（中食）には「飯齋諷經」がなされているが、諸方から到つた群衆の間に盜賊の怖れがあつたために客殿の警護がなされたとされるのは、南北朝期の混乱した世相を物語つて興味深いものがある。一方、粥罷・齋罷・放参罷の三時には素哲の霊前で「大悲呪」すなわち「大悲円満無礙神咒」（一般に「大悲心陀羅尼」とも）が誦經されている。

明峰素哲の生涯とその功績四（佐藤）

素哲が示寂した直後、法嗣のひとり無漏素崇が新たに正式な大乘寺の住持に迎えられている。素崇はすでに述べたごとく、それ以前から光禅寺に退閑した素哲の意向を受けて監寺の要職を務めていたわけであるが、素哲の示寂とともに同門の人々が素崇をそのまま住持に拜請することになつたのであろう。素崇は素哲の法嗣の中では長老格ともいえず、彼より伝法の早い法兄も多く存したものと見られるが、おそらく生前の素哲より厚い信認を得、同門の法兄弟らの意向を受けるかたちで取り合えず素哲亡き後の大乘寺住持職を任せられたというのが実情であろう。

ただし、新命の素崇は安易に住持職を拝受したわけではなく、堅く辞すること数度に及んだものらしい。素崇に断られた都司の虚焯ら両班であつた勤旧の門徒尊宿は、いまだ素崇の寮（監寺寮か）に臨まず、住持になることを報じて伏しなかつたものらしい。話し合いの問答が数回にわたつて交わされた後、あくまで住持の座に就こうとしなかつた素崇に対し、一山の大家は心を同じくして気合いもろとも素崇を丈室（住持の方丈）に引き入れ、ついに新命住持に就任せしめたと記されている。

さらに『大乘三代明峰禅師不安并喪記之序』によれば、

廿九日、粥罷至齋後、授具連続而不休。齋時、飯齋諷經。

齋後、高阜土人等十余人、就靈前出家。三月小。四月朔

日、為<sub>二</sub>新命<sub>一</sub>自<sub>二</sub>常住<sub>一</sub>点心、日用諷經等同<sub>二</sub>昨日<sub>一</sub>。門徒尊宿、各各衆会而相互商<sub>二</sub>議<sub>一</sub>之。喪主等人定<sub>二</sub>小仏事次第<sub>一</sub>・祭奠次第<sub>一</sub>・送亡役人、法堂東壁出<sub>レ</sub>榜曰。

新般涅槃当寺三世中興明峰老禪師大和尚送亡小仏事次第定。

入龕念誦、維那。入龕仏事、光孝寺。移龕、純証蔵主。龕前念誦、維那。掛真、孝小師。対靈小參、総持寺。龕前諷經、侍者。奠茶湯、統玄庵主・正献蔵主。挙哀、孝恩寺。鎖龕、喪主玄位書記。挙龕、義順書記。起龕念誦、知客。起龕仏事、虚焔都寺。下火、浄住寺。檀上念誦、維那。檀上諷經、知客。門首掛真、了光首座。門首奠茶、宗生蔵主。奠湯、晧仁蔵主。

右具<sub>レ</sub>在前、尊衆悉知。今日日、喪主比丘玄位謹白。

と記されている。三月二十九日には朝粥が終わってから中食の後まで戒法を授ける儀式が連続して行なわれ、とりわけ飯齋諷經の後に高畠(地名か)の土人(住民)など一〇余人が素哲の霊前で出家したとされる。亡き素哲に代わり高弟らがこれらの人々を剃髪して前日のごとく末後の小師としたものであろう。さらに四月一日には新命住持の素崇のために常住知事位の職位の者から点心(供養の小食)が振る舞われ、門派の尊宿らによって葬儀の次第差定が定められている。

いま「新般涅槃当寺三世中興明峰老禪師大和尚送亡小仏

事次第定」によってその配役を整理してみることにしたい。入龕念誦をなしたのは維那であるが、このとき維那を勤めたのが誰であったのかは明確でない。入龕仏事をなしたのは光孝寺とあるが、光孝寺とは能登の光孝寺のことであり、おそらくこのとき住持を勤めていたのは壺庵至簡の高弟に当たる瑞翁超源(?!一三六七)であろう。ついで移龕仏事は蔵主の純証がなしているが、この純証とは峨山下二十五哲のひとり無際純証のことを指しているよう。さらに龕前念誦は維那によってなされ、また掛真是孝小師が行なっているが、弟子の誰であったのかは定かでない。

さらに対靈小参は総持寺長老が行なっているが、ときの総持寺住持はいうまでもなく素哲と同門に当たる峨山韶碩であり、韶碩は高齡を押し<sup>(56)</sup>て遠く総持寺より大乘寺まで赴いていることになる。残念ながらこのとき韶碩がなした対靈小参が如何なるものであったのか、その内容などは伝えられていない。龕前諷經は侍者が行なっており、奠茶湯は庵主の玄路統玄と蔵主の正献がなしている。統玄はすでに述べたごとく『洞上聯燈録』では光禪寺で素哲の喪に服したとされる高弟であるが、『大乘三代明峰禪師不安并喪記之序』による限り大乘寺で素哲の葬儀を執行する中心人物の一人であったことが知られる。ただし、肩書きが庵主とあるから、あるいはすでに素哲ゆかりの紹燈庵を管理して



いたのかも知れない。孝哀は孝恩寺長老が行なっているが、  
孝哀とは堂頭和尚の帰寂を悼んで嘆きの語を三度発声する  
役であり、孝恩寺とは光恩寺のことであろうが、具体的な  
人物については定かでない。<sup>57</sup>鎖龕は喪主である書記の不借  
玄位が行ない、孝龕は書記の義順が行なっており、起龕念  
誦を知客が行なつて後、起龕仏事を都寺の月鑑虚焯がなし  
ている。

また葬儀でもっとも重要な下火すなわち秉炬の大役は浄  
住寺長老が執行しているが、このときの浄住寺住持は素哲  
と同門に当たる長老の無涯智洪であろう。ついで維那によ  
る檀上念誦と知客による檀上諷経がなされ、門首掛真は首  
座の寂室了光（？—一三六三）が行なっているが、了光は智  
洪の法を嗣いだ高弟に当たっている。<sup>58</sup>さらに門首奠茶は蔵  
主の宗生がなしているが、宗生とはおそらく素哲の法嗣で  
ある館開僧生のことと見られ、同じく奠湯も素哲の法嗣で  
ある蔵主の暁仁が行なっている。

また『大乘三代明峰禅師不安并喪記之序』には素哲の真  
前における祭奠次第について、

次祭奠榜出之。

新般涅槃当寺三世大和尚真前祭奠次第定。

齋前、一番知事・二番頭首・三番同・四番頭心・五番寂心・

六番安原殿・七番能勢殿・八番檀那。齋後、一番河原殿・二

明峰素哲の生涯とその功績四（佐藤）

番新福寺殿・三番得田殿・四番富樫殿・五番薬林寺・六番長  
福寺・七番光明寺・八番新福寺・九番中道寺・十番惠光庵・  
十一番忍守庵。

右具在<sub>レ</sub>前、今日日、喪主比丘玄位謹白。

とやはり喪主比丘の不借玄位の名で定められている。齋前  
には知事（東序）や頭首（西序）の両班につづいて頭心と寂  
心の名が存するが、この中で寂心とはかつて素哲より道元  
真筆『普勸坐禅儀』を付与された寂心と同一人と見られ、  
頭心とともに素哲に帰依した在俗の入道ではなかったかと  
推測される。また齋前の祭奠をなした安原殿・能勢殿・檀  
那（開基の富樫氏か）や、齋後の祭奠をなした河原殿・新福  
寺殿・徳田殿・富樫殿などは、いずれも当時の大乘寺僧団  
を外護していた近隣の有力な檀那信徒たちであろうが、残  
念ながら彼らの素姓は定かでない。<sup>59</sup>さらに薬林寺・長福寺・  
光明寺・新福寺・中道寺・惠光庵・忍守庵なども近隣に  
在つて大乘寺ないし素哲と親密な交渉をなしていた寺院の  
住持や堂庵の庵主であろうが、残念ながら如何なる関わり  
が存したのか消息は全く不明である。

ところで、すでに述べたごとく素哲の示寂とともに後席  
を継いで大乘寺に住したのは法嗣のひとり無漏素崇である。

『大乘聯芳志』「前住無漏素崇和尚」の章には、

嗣<sub>ニ</sub>法明峰哲。明峰寂後、衆請住<sub>ニ</sub>本山。出<sub>ニ</sub>明峰喪記。

と記されており、『大乘三代明峰禪師不安并喪記之序』の記載に基づいて、素崇が素哲の示寂した直後に一山の大家に請われて大乘寺の住持を継いだことが明記されている。おそらく素崇は素哲にとつて大乘寺の後事を任すに足る優れた法嗣であつたものと見られるが、ほとんど詳しい足跡が知られていない。

その後、百箇日を経て八月七日に送骨作法がなされ、八月一日には入骨作法が紹燈庵において挙行され、素哲の遺骨は正殿に安置されている。<sup>(60)</sup>正殿とはもと天子の御陵の上にある寢殿のことであるが、ここでは大乘寺歴代住持の廟所(塔頭)のごときを意味するものと見られ、とくに素哲の廟所紹燈庵を指しているであろう。<sup>(61)</sup>『永光寺年代記』にも「観応元庚寅、明峯入滅、三月廿八日」とある欄外に別筆で「紹燈菴立」とあり、『安樂山産福禪寺年代記』にも、

観応元庚寅、明峰示寂、紹燈立、三月廿八日。松岸大乘寺入院。

と記されている。おそらく素哲の卵塔が八月までに建立され、遺骨が奉納されているわけであるが、入骨の頃までは素崇が住持として大乘寺を取り仕切っていたのではないかと推測される。

一方、『洞谷五祖行実』によれば「門徒、洞谷にて塔を建

て紹燈菴と曰う。旧址は今、寺の東南隅に在り、亦た無縫塔・香合石有り」と記されており、永光寺にも素哲の門徒らが墓塔を建て廟所を紹燈庵と名付けたとされ、庵の旧址が寺の東南隅に存したこと、さらに素哲の無縫塔や香合石も残されていたことを伝えている。<sup>(62)</sup>永光寺の五老峰には向かつて左前のすぐ横に瑩山紹瑾の卵塔が存し、その左前の一段下がった位置に素哲の卵塔があたかも紹瑾の塔に侍するかのごとく瀟洒なすがたを残している。また五老峰の伝燈院には如浄より紹瑾に至る五体の尊像が中央に奉安され、さらに祠堂の左右に壇を張り出して瑩山下の四哲(四門人)の尊像を侍している。素哲の像は韶碩のそれとともに左肩に安置され、右肩には無涯智洪と壺庵至簡の尊像が安置されている。

さらに氷見の光禪寺でもすでに述べたごとく「光禪開山老和尚行業記」に「仍りて三処に闡維するに、大乘・永光は空尽して物無く、唯だ光禪寺のみ靈骨有り。之れを収めて塔を建て、紹燈と曰う」とあるごとく、やはり墓塔を建てて廟所を紹燈庵と名付けたとされる。光禪寺は開山の素哲や松岸旨淵が示寂した後、旨淵の系統すなわち松岸派によつて独占的に継承維持されている。

このように素哲の遺骨はゆかりの寺院であつた大乘寺・永光寺・光禪寺の三処に分けられて納骨安位されたことに

なり、それぞれに紹燈庵として管理維持されていったことになろう。この三ヶ寺のほかにも素哲を勧請開山に仰ぐ寺々には開山堂や開山塔に素哲がまつられているわけであるが、素哲がその生涯において拠点としたのがこの三ヶ寺であったことは動かない。

ところで問題なのは『重統日域洞上諸祖伝』巻一「光禪寺松岸淵禪師伝」に、

既而開法於播之永天、繼蒞越之光禪、緇伍愛慕、声光日起。觀応元年遷大乘、未幾輿洞谷。

と記されていることであり、『日本洞上聯燈録』「越中州光禪寺松岸旨淵禪師」の章もほぼ同文となっている。これらの記載によれば、素哲が示寂した同じ觀応元年に素崇と同門に当たる松岸旨淵が越中の光禪寺より大乘寺に住持したことになる。一方、光禪寺に所蔵される「光禪二代和尚小行実記」では、

曆応庚辰、師蒞洞谷六代法席也。玄侶腰包、憧々競調。

(中略) 緇伍景慕、道光日起。亡幾退席。播州刺史源滿祐(赤松氏)、延領永天。觀応元年、俄得明峰書、移拠加之大乘。同二年辛卯、征夷大將軍尊氏源公、以鈞帖於諸名山、師与焉。

と記されており、觀応元年に旨淵が播磨(兵庫県)の永天寺より大乘寺に住持したことになる。素哲が晩年まで

明峰素哲の生涯とその功績(佐藤)

光禪寺の住持であったとすれば、旨淵はこのとき永天寺に化導を敷いていたと解するのが正しいであろう。

いずれにせよ、同じ觀応元年の内に素崇と旨淵によって相繼いで大乘寺住持の交代がなされているのであれば、そこには何らかの事情が存しなければならぬ。しかも旨淵は素哲の書簡を得て大乘寺に移拠したことになっているから、おそらく大乘寺陞住の要請を素哲より直に遺書を通して託されていたものと見られる。そうであるならば、素崇の入院はあくまで素哲示寂直後に大乘寺山内で暫定的に決められたものであり、遠く播磨に在った旨淵が大乘寺に着するに及んで、素崇は退院して法兄の旨淵に住持の座を譲ったものと解するべきであろう。<sup>(63)</sup>

第三代(実際には第四代)素哲の法嗣で大乘寺に住持した禅者には無漏素崇と松岸旨淵と珠巖道珍と照端祖舜という四人が知られるが、後世の大乘寺においては素崇・旨淵・祖舜の三人は正式な住持から外されて前住位に置かれ、道珍をもって素哲の後継である第四代と定めている。しかしながら、これはあくまで後に道珍の系統(珠巖派)が独占的に住持を継承するようになってから直系でない三禅者を世代から削除した結果にすぎず、実際には第四世の素哲の後、第五世の素崇、第六世の旨淵、第七世の道珍、第八世の祖舜と継承されている。

また、すでに述べたごとく『洞上聯燈録』巻二「加州永安寺玄路統玄禪師」の章によれば、高弟のひとり玄路統玄が素哲の示寂後に三年間にわたって喪に服し、その後は加賀の永安寺に在って世を終えたと伝えられる。おそらく統玄が喪に服したのは氷見の光禪寺ではなく加賀の大乗寺であったものと見られ、素哲の塔頭である紹燈庵の塔主(守塔比丘)を勤めて祖廟を守っていたのであろう。

ところで、素哲が示寂した翌年、その後を追うかのごとく同門の無涯智洪が加賀河北郡若松荘に存した法苑山浄住寺において生涯を終えている。『洞谷五祖行実』「洞谷第三祖新豊菴開基加州浄住二世無涯和尚伝」によれば、

再退<sub>ニ</sub>浄住<sub>一</sub>、大振<sub>ニ</sub>玄風<sub>一</sub>。嗣<sub>ニ</sub>法於寂室了光<sub>一</sub>。觀<sub>ニ</sub>應二年示寂<sub>一</sub>、建<sub>ニ</sub>塔於洞谷<sub>一</sub>、曰<sub>ニ</sub>新豊菴<sub>一</sub>へ寺西北隅、今有<sub>ニ</sub>旧址<sub>一</sub>。

と記されており、大乗寺に所蔵される『安樂山産福禪寺年代記』においても、

(觀<sub>ニ</sub>應二年、無涯示寂、七月九日。寂室住<sub>ニ</sub>浄住寺<sub>一</sub>。

と伝えられている。智洪は瑩山門下四門人では素哲に次ぐ第二の法嗣であり、素哲の葬儀では秉炬師を勤めているが、わずか一年数ヶ月後の北朝の觀<sub>ニ</sub>應二年(南朝の正平六年、一三五二)七月九日に示寂している。智洪は世寿が定かでないが、おそらく年齢的には素哲や峨山韶碩よりは若干ながら上であったものと見られ、その徳を素哲・韶碩に譲っている感

がある。やはり素哲の葬儀で配役を務めた法嗣の寂室了光が師の智洪の後席を継いで浄住寺の第三世住持に就いたことが知られ、その流れはさらに中庭宗可へと受け継がれたものの、無涯派は大きく展開することなく終わっている。

#### おわりに

以上、鎌倉末期から南北朝中期にかけて活躍した明峰素哲について、その生涯の足跡を考察してみたわけであるが、素哲は瑩山紹瑾を師として久しく修行し、紹瑾の示す仏法を十二分に消化し、綿々たる行持を實踐してその正統の後継者をもって任ぜられている。紹瑾亡き後の永光寺・大乗寺僧団を統率して曹洞宗発展の基を築いたのであり、まさに瑩山下の僧録に相応しい活動であったと言ってよい。しかしながら、同じ紹瑾の高弟で高齡を保った峨山韶碩が破格の禅機を振って総持寺の運営を軌道に乗せ、やがて峨山派が中世後期の曹洞宗僧団を全国規模にまで導くようになると、韶碩に比して素哲の生涯とその功績はしだいに過小に見られるようになっていく。そんな素哲の存在が曹洞宗史上に再び脚光を浴びるようになるのは、江戸期に月舟宗胡・卍山道白らの活動によって明峰派が大門派への道を歩んで以降のことである。

では、いったい素哲に関する示寂まもない頃の評価とは

如何なるものであったのだろうか。古くより奥州胆沢郡黒石の大梅拈華山円通正法寺には開山の無底良韶の真筆とされる「明峰和尚相見奇夢記」という文書が伝えられているが、その全文は、

延文三年戊戌六月十八日、曉感一夢、所在什麼トモヲホエサルニ、明峯和尚ト相對シタテマツル。予昔日在會下、預老婆親切慈悲、有省処事ヲツフサニ謝シタテマツルニ、明峯和尚、某甲即今行履ヲココロミ給イキライニテ曰、代隱山作麼生道。某甲問声未絶、对云、道得不似隱山。明峯和尚未聽定、気色ニテ道、什麼ソト。某甲又如先答。明峯和尚、某甲肩ニウチカカムテ、ホメタルケシキニテ曰、不思議也、不思議也、クセ事也、クセ事也。即夢サメ、又無幾程点始アリ。

というものである。これはかつて大乘寺の素哲に参学した経歴を持つ峨山下の無底良韶が北朝の延文三年（南朝の正平一三年、一三五八）六月一八日に夢の中で亡き素哲に相見した消息を述べたものであり、良韶は往年の素哲の老婆親切な慈悲に預かつて省する処があつたことを思い起こし、夢中で素哲と問答商量を交わしている。素哲亡き後、良韶が晩年に至るまで素哲を参学の師として尊崇していた事実が窺われる。

また峨山派大徹下の竺山得仙（得僊とも、一三四四—一四一三）は素哲のことを直には知らないが、『護国竺山和尚語録』卷二において、

明峰素哲の生涯とその功績四（佐藤）

明峯和尚忌。於洞谷山。

滄溟海兮涸渴久、漁夫失船兒失爺、猶示天然玄妙境、千峰万岳暮春花。恭惟、今月今日、迎当寺二代栴樹三世明峯大和尚示寂辰、謹焚箇宝香、以上酬慈恩者。夫門風驚世、価声振遐、靈山附囑之宗旨、迦葉親立家業、大乘的伝正脈、哲翁泊備爪牙。奇峯律帆、不属風雨、怪水渺茫、不帶烟霞。一言二辯、三路五位、一句句唱、定万別千差。横説豎説、不動三寸、左転右転、不撒塵沙。此是老和尚日用為他底事。即今還有報答分也無。插香云、暮暮香烟留不住、真前猶獻建溪茶。

という素哲の年忌になした拈香法語を残している。これは得仙が洞谷山永光寺の第三二世として入山した際に明峰忌を迎えて行なったものであり、すでに得仙が住山していた頃には素哲を大乘寺（栴樹林）の第三世とする世代が確立していたことが知られる。

ところで、流布本『瑩山清規』には付録として、

年月日、法孫嗣祖比丘某甲等謹疏。

右竊惟、著破草鞋、背却建仁塔院、携条竹杖、扣開護国関門。被師喚侍者、忽自知老人、皮膚脱落而真实现、因縁成就而嗣承親。領栴樹三代住持、声飛桑域、為瑩山上足弟子、徳鎮叢林。不但開我偏正秘、又能弄他玄要機。凜凜威風、雖百世何墜地、堂堂志氣、凌万夫直逼天。某甲謾得称遠裔、大師豈無垂哀憐。慎薦薄奠、願賜光降。祖師炳鑑、哀愍海容、謹疏。明峯忌疏。小序如

前。

という素哲の忌日（明峰忌）における表白文が伝えられている。一方、江戸初中期に活躍した明峰派の中山道白も『鷹峯中山和尚広録』巻三六「疏」において、

明峯和尚忌疏。

著破艸鞵、背卻建仁塔院、携条竹杖、敲開護国関門。被師喚侍者、忽自知老人、皮膚脱落而真实现、因縁成就而嗣承親。領松寿三代住持、声飛桑域、為瑩山上足弟子、徳鎮叢林。不但開我偏正秘、又能弄他玄要機。凜凜威风、雖百世何墜地、堂堂志氣、凌万夫直逼天。某甲謾得称遠裔、大師豈無垂哀憐。謹薦薄奠、願賜光降。

というほぼ同文の素哲に対する忌日の疏文を残しているから、これはおそらく江戸期に至って道白らによってまとめられた疏文であろうが、あるいは古くから同文の疏が存し、大乘寺や永光寺あるいは光禅寺など素哲ゆかりの禅刹で唱えられていたものかも知れない。素哲の忌日に当たる三月二八日にその位牌や尊像の前で素哲一代の事跡や家風を掲げ、その徳を讃歎するものである。いま、流布本『瑩山清規』に付録される疏文を書き下すならば、およそつぎのごとくならう。

法孫嗣祖比丘某甲等、謹んで疏す。

右、竊かに惟れば、破草鞋を著し、建仁の塔院に背却し、条竹杖を携え、護国の関門を叩開す。師に侍者と喚ばれて、忽ち自

ら老人を知り、皮膚脱落して真实现われ、因縁成就して嗣承親し。栴樹三代の住持を領し、声は桑域に飛び、瑩山の上足の弟子と為り、徳は叢林を鎮す。但だ我が偏正の秘を開くのみならず、又能く他の玄要の機を弄す。凜凜たる威风、百世と雖も何ぞ地に墜ちん、堂堂たる志氣、万夫を凌いで直に天に逼る。某甲、謾りに遠裔と称するを得、大師、豈に哀憐を垂るること無からんや。慎んで薄奠を薦む、願わくは光降を賜わらんことを。祖師の炳鑑、哀愍海容したまえ、謹んで疏す。

前半は素哲の参学の事跡として建仁寺を離れて大乘寺の関門を叩き、侍者となつて紹瑾の席下で身心脱落から嗣法に及んだ消息を述べ、さらに大乘寺三代を継承して化導をなした事跡が称えられており、その後は素哲が曹洞宗の「偏正五位」のみならず、臨濟宗の「三玄三要」をも機関として用いたことに触れている。おそらくこの疏文は大乘寺を中心とする素哲ゆかりの禅刹で忌日である三月二八日に広く読まれてきたものであつて、素哲の生涯とその功績を巧みな表現でまとめている。

### 註

(1) 光禅寺についての調査として、水見市寺社所蔵文化財調査委員会編『平成六・七年度』水見市寺社調査報告書（臨濟宗国泰寺派・浄土宗・日蓮宗・高野山真言宗・曹洞宗の部）（水見市教育委員会刊）が平成八年（一九九七）三月三十一日に発刊さ

れており、その中に光禪寺に關しても建造物・繪画・彫刻・工芸・古文書・典籍などについて報告がなされている。

(2) 鎌倉末期に越中を支配していたのは守護の名越氏(北条一族)であつたから、氷見の地もその治下にあつたが、建武政権の頃には普門利清が越中の国司に任せられ、また能登守護の吉見頼隆が越中守護を兼ねている。足利政権下には桃井直常が守護に補任されているが、南朝勢力の強い越中にあつて桃井氏は苦汁を嘗め、觀応の擾乱では反幕府方に就いている。しかしながら、南北朝初期における越中国守護の変遷は定かでない、素哲ないし初期の光禪寺を外護した檀越については定かでない。「富山県史へ通史編II・中世」(南北朝時代の越中)を参照。

(3) 永光寺所蔵「永光寺中興雜記」の「本寺開闢之次第」には、永平開闢、仁王八十七代後嵯峨院御宇、寛元二年甲辰七月七日、越前太守波多野雲州大夫義重之建立也。

とあり、永平寺の開闢を寛元二年(一二四四)七月七日として計算している。寛元二年より八四年目はまさに嘉暦二年に当たる。この史料では永平寺につづいて、

大乘開闢、八十九代帝龜山御宇、弘長三年癸亥、藤原朝臣富樫家尚、改眞言院、作禪刹。從永平開闢丁三十二年。

永光開闢、九十四代帝花園院御宇、正和二年癸丑八月廿一日、信州海野住滋野信直并祖忍大師建立也。自永平丁三十七年。

浄住開闢、同御宇、文保二年戊午八月、瑩山和尚慈母懷觀大師建立也。自永平寺開闢丁七十五年。

光孝開闢、九十五代帝後醍醐院御宇、元応元年己未三月建立也。自永平丁七十六年。

放生寺、同御宇、元応二年庚申五月建立也。自永平丁七十七年。

総持開闢、同御宇、元亨元年辛酉六月十六日建立也。定賢律師作禪家。自永平丁七十八年。へ在洞谷、元

亨元年辛酉四月廿三日暁天、感瑞夢。同六月、成禪院。同四年七月七日、峩山和尚入院也。丁正中元年。

光禪寺、同御宇、嘉暦二年丁卯六月建立也。自永平丁八十四年、在越中氷見。

とあり、やはり光禪寺が他の紹瑾ゆかりの禪寺に互し、素哲開創になる特別の寺格を与えられていたことが知られる。なお、この史料では大乘寺の開闢を永平寺より二〇年後の弘長三年(一二六三)とし、永光寺の開闢を永平寺より七〇年後の正和二年(一二三三)八月二〇日とし、浄住寺の開闢を永平寺より五年後の文保二年(一二三二)八月とし、光孝寺の開闢を永平寺より七六年後の元応元年(一二三九)三月とし、放生寺の建立を永平寺より七七年後の元応二年五月とし、総持寺の開闢を永平寺より七八年後の元亨元年(一二三二)六月一六日として計算している。

(4) 『永光寺中興雜記』の「日本第四本寺」には、

浄住寺、瑩山勸請。二代無咩和尚。永光三代。永光末寺。  
放生寺、瑩山勸請。二代孤峯和尚。永光前住。永光末寺。  
総持寺、瑩山勸請。二代峯山和尚。永光四代。永光末寺。  
光孝寺、瑩山勸請。二代壺庵和尚。永光五代。永光末寺。  
光禪寺、永光末寺。開山明峯和尚。明峯派本寺。

と記されており、瑩山紹瑾を勸請開山とする浄住寺・放生寺・  
総持寺・光孝寺を永光寺の末寺として第四本寺に位置付けてい  
るが、これと並んで、光禪寺が永光寺の末寺として明峰派の本  
寺格であったことを伝えている。

(5) 梅隠については光禪寺の世代にその名が見られないが、貞享二  
年（一六八五）二月二五日に示寂した第一八世の頭菴素隠（？  
一六八五）の門人ではなかったかと推測される。おそらく梅隠  
は素隠が示寂した後、第一九世中興の月澗義光が入院するまで  
の間、監寺のごとき立場で光禪寺を守っていたのであろう。

(6) 渡辺市太郎編『越中宝鑑』「水見郡」の「寺社の部」には、  
光禪寺。水見町にあり、曹洞宗にて、本寺は嘉暦元年の創  
立に係り、開基は明峯素哲和尚（瑩山紹瑾禪師の高弟）  
にして、加賀国富樫氏の族なり。遂に英名、禁闕に聞へ、  
兵部卿親王、諸国の僧を扱ひ、国家の爲めに兵災を禳ふに  
より、和尚、爲に七堂伽藍を建立し、海慧山光禪寺と号し  
て永く祈願所とせられたり。後ち將軍足利氏より境内一里  
四方、寺領三百石を賜へり。中古、佐々成政の乱に際りて

兵燹に罹りしが、承応三年、十五世吞堯に至り、国守前田  
利常公より寺領六石八斗を寄進せられたり。元禄年間、十  
九世月澗に至り、諸国を勸化して、遂に伽藍を復立し、建  
築を完成せり。宝物の重なるものに、

辨財天女木像。行基の作、足利將軍の寄附。

聖徳太子立像。太子の自刻なり。嘗て月澗、勸化して奥

州牛瀧の本誓寺に到り、其焼失を憐み、代金三百兩を

寄附して助成せるを以て、其恩謝の爲に贈れるもの。

龜毛弘子。明峯禪師が唐の天童山より拝領せるもの。

法華經。月澗血書。

利常卿の画像。

微妙院の筆等あり。

として光禪寺の変遷を記して嘉暦元年の創立としており、寺内  
に所藏されていた寺宝の類も伝えている。また『越中志微』卷  
三「射水郡」にも、

水見光禪寺。曹洞宗也。貞享二年由来書に、嘉暦元年開

山者、瑩山和尚之上足、明峰和尚に而、已前より伝候。

墨付之物無之之故、檀越之發起人も不知。微妙公寺領之

御一行拝領仕、則年頭之御目見、于今被仰付。寺領御

判物写。

越中水見光禪寺。地子米六石八斗之所、爲寺領令寄

附畢、全可有収納者也。

承応三年八月七日、御判。



光禪寺。

と承応三年（一六五四）八月七日に前田利常（一五九三—一六五八）より光禪寺に宛てた寺領寄進状を伝えているが、やはり貞享二年の由来書と同じように嘉暦元年の開山としている。

(7) 光禪寺に所蔵される由緒の写しとして、

謹言上、越中氷見海恵山光禪寺（□□）。

一、当寺開闢元祖明峯素哲禪師者、日域曹洞之第一祖永平五世之的（孫）、洞谷紹瑾和尚上足也。師之道儀、達後醍醐上皇叡聞、降施甚渥多。嘉暦年中二創七堂伽藍、塔頭寮舎構于四方、其勝地隱無御坐候。上古之仏殿本尊釈迦文仏之像、脇立迦葉・阿難之像、并玉泉院様被遊御寄進法衣九条之袈裟、于今在之候。越中国裏一宗中之旧寺、並も無御坐候。中年逢乱世、没落或煙焼、既及廃頽。漸結一草廬、而今安置於本尊仏像・開山始祖之木像成候。因茲、前往吞堯長老代ニ、以横山大膳殿御取次、右古跡之由緒具相立、微妙院様御耳処ニ被為聞召。分寺地構之内、草高拾壹石、物成六石八斗之所為寺領御寄附之御一行、被為下置被致頂戴候。而則次之住持日宣長老、客殿一字被致連立候。然所ニ同代慶安二年ニ訴人罷出、光禪寺屋敷ニ隱田地御坐候旨申上候故、御檢地被仰付候へハ、高巻石九斗四升五合御打出。其以後、增高手上高在之、式石七斗九升二成。其上、明暦弐年より

寺領高町並地子定納引ニ御直シ被下分六石八斗より為口米一五斗四升四合被召上、都合米式石九斗五升四合、春秋之夫銀十式匁五分充、去暮迄指上來候事。

一、（中略）

年号日付。

光禪寺、在判。

瑞龍寺。

という記載が存しており、明暦二年（一六五五）以降の書き上げであるが、江戸初期における光禪寺の消息が知られて興味深い。(8) 現今の光禪寺の本尊も木造の釈迦如来坐像・迦葉立像・阿難立像という釈迦三尊であり、寄木造・玉眼・漆箔のものであるが、「平成六・七年度」氷見市寺社調査報告書（臨済宗国泰寺派・浄土宗・日蓮宗・高野山真言宗・曹洞宗の部）においては、ともに江戸期の作と推定されている。おそらく往古の光禪寺の釈迦三尊像を何らかのかたちで継承しているものと推測される。

(9) 護良親王が七堂伽藍を建てて祈願所とした記事は、註(15)に示す光禪寺に所蔵される「海慧山光禪寺鎮守唐嶋辨財天畧縁記」に窺うことができ、この記事も『越中古文書』の「氷見光禪寺書類」に収録されている。

(10) 『禅学大辞典』の「こうぜんじ光禪寺」の項には、

(寺) 曹洞宗。山号海恵山。富山県氷見市中町にある。嘉暦二年（一三三七）または暦応元年（一三三八）頃の草創。開山は明峰素哲。兵部卿親王が七堂伽藍を建立して祈願所

とし、足利尊氏は境内と寺領を寄進した。中世に兵火にかかったが、元禄年間(一六八八—一七〇三)、一九世月澗義光が諸堂宇を再建。昭和一三年、再び氷見の大火で類焼し、昭和二八年復興。

と記されており、暦応元年頃の草創とする説を伝えているが、その依るところが定かでない。

- (11) 紹光寺に所蔵される天保一四年(一八四三)正月に書き改められた『歴代年曆簿』によれば「前永光當寺開山壺菴至簡大和尚」について「歴応三庚辰年九月十六日遷化」とし、また「□□□□」子。本州之刺史藤氏三善朝宗公、建於紹光寺、延師于為開山之祖。于茲、十有余年盛化矣。終入光孝之丈室、戡於化。建塔於洞谷、曰宝鏡菴。出瑞応超源・樹巖柏二人。光孝・紹光・洞光・光現、是壺菴之四光寺ト云、皆開山地也」と記されている。ただし、『洞谷五祖行実』『洞谷第五祖宝鏡開基光孝二世壺菴和尚伝』では「嗣法於瑞翁超源(越中紹光寺開山)」とあって、法嗣の瑞翁超源を紹光寺の開山と伝えている。また永光寺所蔵の『血脉宗派』や『洞谷末山世系簿』などによれば、至簡は能登羽咋郡の光孝寺や越中上荘の紹光寺のほか、能登鳳至郡の桂林山洞光寺、能登鳳至郡寺地の玉峰山光現寺、能登鳳至郡輪島の金剛山靈泉寺、飛驒古城郡古河郷の慈広寺などを開創したとされている。
- (12) 『平成六・七年度』氷見市寺社調査報告書の「曹洞宗」の「紹光寺」の箇所には「木造開山壺庵禪師坐像」について、

木造開山壺庵禪師坐像 一軀 八〇・〇 寄木造 玉眼  
衣部茶褐色漆 肉親部白色仕上げ 応安二年  
とあり、寺録に「三代ナラン自作応安二年」とあることから、第三世の梅庵至芳によって北朝の応安二年(南朝の正平二四年、一三六九)に雕刻されたものと推定されている。なお、この至簡の尊像は昭和五三年(一九七八)に氷見市の市指定文化財となっている。

- (13) 『能州洞谷山永光寺四派本院住山記之写』によれば、第六世、松岸和尚、諱旨因。嗣法明峰和尚。加賀州人事。

と記されており、松岸旨淵が永光寺の第六世住持に就任していることが知られ、実に瑩山下の四門人以外では旨淵が初めて法孫として入院している。ちなみに光禪寺の世代として第五世の宝国宗珍(?—一四四六)が永光寺第三七世に、第六世の覚窓守勲(守勤とも、?—一四五八)が永光寺第七六世に、第一四世の格堂総逸(曹逸とも、?—一六二四)が大乗寺第一六世と永光寺第四六五世にそれぞれ陞住している。

- (14) 監寺とは看司とも記され、監院のことを指しており、文字どおり住職の下にあつて寺院を統御する、寺院の一切の事務を総監する要職である。『禅苑清規』卷三「監院」に「監院一職、総領院門諸事」と記されている。

- (15) 光禪寺に所蔵される「海慧山光禪寺鎮守唐嶋辨財天畧縁記」の全文を示すならば、

海慧山光禪寺鎮守唐嶋辨財天畧縁記。

一、北越の海濱に勝槩之地多しといへとも、就中て有磯の浦岸を去こと数百歩許にして、滄波に出没し、高浮ことくなるものは、唐嶋なり。此しまの地と共に開けて幾千載といふ事をしらす。蓬萊の住嶋を縮めてその絶興云へからず。辨財天女、跡を垂れて五濁海中に衆生を救済し玉ふ、宜哉。生死長夜の暁には、波のうらうら真如の月を渡し、無価の宝珠を撃け、和光同塵の神慮をめぐらし、また奇岩怪石はるかに座煙をへだてて風生し雲起る千態万状、虎のこたく龍のことし。浪に吼へ岸に怒て悪魔降伏の威徳をあらはす。一葦の舟航に掉し、嶋下を悠々一匝するときんハ、漸一里二不<sub>レ</sub>足。十洲三嶋天宮仙洞、多端隱幽、趣を此間に見ることを得たり。希有不可思議、甚靈境なり。一塵普含<sub>二</sub>無辺の法界<sub>一</sub>をといふ、また怪にたらさるもの乎。伝聞、弘法大師、北遊の昔し、天女の尊像を彫刻し、嶋上に奉安し、又嶋畔の岩角に願主地藏尊の像を手自ら剏成して、于<sub>レ</sub>今現在せり。中古、光禪開祖明峰禪師、行脚の日、參籠して無上最尊法宝を取得せんことを祈誓玉ふ。靈感不<sub>レ</sub>虚、果して洞上の正燈を嗣統して後、三国伝来一寸八歩閻浮檀金天女の尊像を求め得て、便ち嶋上に奉安し、伎を相して氷見岸畔に草を挿み、偃息の処となす。唐嶋、鬼門に当るをもつて鎮護社となし、接化利生愈弘し、檀信帰崇して道香

覆ひかたし。英名早晚ク帝都達し、後醍醐天王の御宇、兵部卿親王、選<sub>二</sub>高僧<sub>一</sub>為<sub>二</sub>国家<sub>一</sub>禳<sub>二</sub>兵災<sub>一</sub>に、開祖またその数にあつかる。特賜<sub>二</sub>田産三百余石<sub>一</sub>て、香積界を賑す。終に七堂伽藍大叢林となるとかや。雖然、世相不<sub>レ</sub>常住、物換星移て、幾乎四百余年、佐々藏之助一乱の後、殿堂廊廡、兵火のために灰燼となる。田産もまた官に在るといへとも、境内尚存する故に、当国君より契券の御印を賜り、天女の嶋も光禪の鎮護に属すること初めの如し。尔してよりこのかた、靈驗神慮愈よ明にして、文人武官、田父漁老、少長男女に到迄、所願精誠をいたす時ハ、その現証、虚谷は響に応するかことし。一度、嶋上に登れハ、祈願空しからず、しかりといへとも猥に拜瞻することを不許。往古より三十三年を常例として約<sub>二</sub>日限<sub>一</sub>、州郡の道俗をして開扉拜瞻せしむ。抑また法施を嶋中の社頭に献して、海底の鱗甲羅網釣戈の極苦を救済して、翻下界をして生天の便と成るのみにあらず、又能現世漁獵の作業、頓に生々の冤債を消尽して、災害を転して吉利となし、懇親平等同俱に、辨財尊天渺たる彼の福海に優遊して、無上広法の法宝を取得し、娯楽快楽永く窮むへからず。拜瞻供養またこの良縁を結ぶ、誰か帰敬信嚮せざらん。御縁記ありといへとも、長文繁詞、童蒙兒女あかしかたし。故に当主人、山野の和語を索む。よつて繁をかり缺を補て為<sub>レ</sub>之畧記。

皆文化元年甲子林鐘穀旦、前住光禪幻如庵叟、

落<sub>ニ</sub>毫<sub>ニ</sub>於<sub>ニ</sub>大乘碧岩室中<sub>一</sub>。 「湛堂」 「」

となり、この文書も『越中古文書』の「氷見光禪寺書類」に収録されている。「前住光禪幻如庵叟」とは光禪寺第三一世の如庵湛堂のことであり、ここでは肩書きが前任とあるから、文化元年（一八〇四）林鐘七月当時はすでに住持を退いて加賀大乘寺の碧岩室に閑居した身であったことが知られる。光禪寺所蔵『大般若経』六〇〇巻は寛政四年（一七九二）に施主祖苗の発願により奉献されたもので、ときに住持は湛堂の代に当たっており、一二箱に格納保管されている。同じく光禪寺には血書『大乘妙典』八巻が所蔵されているが、その第一巻の末尾にも、寛政九巳歳夏、在<sub>ニ</sub>高場村榮林禪菴<sub>一</sub>、醍醐經一部、某甲謹拜写、奉<sub>ニ</sub>鎮<sub>ニ</sub>越中射水郡氷見海慧山宝蔵<sub>一</sub>。湛堂代。

という記載が存している。この『醍醐経』は寛政九年（一七九七）夏に書写されており、各巻には施主とその地名が記されているが、これらも湛堂の代になされたものであることが知られる。なお湛堂は文化十一年（一八一四）一〇月一六日に示寂している。

(16) 『氷見市史』「中世」の「鎌倉新仏教の勃興」の「曹洞宗の発展」によれば、

氷見の伝説によれば、大智が元から帰朝して後、氷見の唐島に参籠して坐禅三昧の生活に入った。よってこれを唐島と称したという。また別の伝説によれば、唐島は明峯の法

力・法験によって支那からおくり届けられたものだという。その伝説によると、ある年ある日、中国の金山寺に大火災があつたとき、明峯の法力によって、海をへだてた金山寺の火災をけしとめることが出来た。そのお礼に唐島と南京の鉢を唐からおくってきたのだという。唐島は今も氷見の海上にうかび、青磁の南京鉢は今も光禪寺の寺宝として秘蔵されている。

という伝承が存したことが知られる。明治四十二年（一九〇九）九月発行『氷見郡志』第八章「名勝旧蹟」にも、

唐島。氷見町沿岸を距る十余町の海中にあり。周囲五六町、奇岩怪石、起伏一ならず。崖樹青蒼の間に辨財天・十面観音の二祠あり。往古、雪島と称し、雅客賞遊の地たりき。元徳二年（紀元一九九〇）氷見光禪寺開祖素哲和尚の弟子大智、唐土に遊学し、帰朝後、此島に参籠せしより、後人呼ひて唐島といふ。

とあり、一説に素哲に法を嗣いだ祇陀大智が入元帰国した後、氷見沖の小島（もと雪島）に参籠して坐禅三昧の生活をしたため、島は唐嶋と名づけられて光禪寺の寺領となつたとも伝えられ、光禪寺鎮守の観音菩薩前立辨財天が祀られている。

(17) 光禪寺の飛び地の境内である唐嶋には木造辨財天坐像が三軀所蔵されている。一木造で像高六センチの尊像はもと唐嶋の天堂に安置されていたものであり、寄木造で像高二一センチの尊像は「出開帳の弁天」と称されており、また寄木造で像高七

○センチの尊像がやはり唐嶋の弁天堂に安置されている。ただし、いずれも江戸期の作とされ、すでに素哲が一生所持の辨財天像は伝えられていない。辨(辯)財天は梵語で Satasra 十サラスヴァデー、薩囉薩伐底。弁才天・弁天・大弁功德天とも称され、無礙の弁才で仏法弘通を図る夫人として護法の天女とされる。日本では財宝の神として信仰され、後世は七福神の一として知られる。もと河の女神として妙音と弁才が河流の音にちなむことから、水との因縁を重んじて川辺や海辺など水辺にまつられることが多い。

(18) 運良と唐嶋との関わりについては、拙稿「恭翁運良の活動と曹洞宗(中)——加賀大乘寺と瑩山紹瑾を踏まえて——」(『駒澤大学仏教学部論集』第二九号)の「日々の奇瑞と逸話」の箇所を参照。

(19) 越中射水郡乱橋(いま氷見市宮田)の慈広山仏心寺に所蔵される法燈派(国泰寺派)の寂岸心光(神会禪師、?—一三六五)が誌した『越之中州摩頂山國泰開山惠日聖光國師清泉妙意禪師行録』によれば、

永仁四年夏末、師歳廿三、聽有北陸洞曹風致、頂破笠瘦藤、到越中州關野、隨流瞻風、有二上權現、山林鬱密深沈、山色自現清淨身、溪聲更演廣長舌。至神前懇禱、禪坐通曉。透過守山郷、蹈遍氷見庄、双觀海濱勝景、或泛艇或航島、尋整經丘、逍遙掩留浹句、莒烟洞嵐稍堪相勸。

明峰素哲の生涯とその功績(佐藤)

とあり、永仁四年(一二九六)に越中射水郡関野の二上山(二上權現)に到った法燈派の慈雲妙意(清泉禪師・惠日聖光國師、一二七四—一三四五)もまた氷見荘に足を延ばして海浜の勝景を好み、島にも航したことを伝えているから、おそらく唐嶋に赴いているものと推測される。

(20) 光禪寺に所蔵される「木造地藏菩薩立像」一軀は像高五五センチ、一木造りの尊像で、『平成六・七年度水見市寺社調査報告書』では平安後期の作と推定されており、平成二年(一九九〇)に氷見市の市指定文化財となっている。

(21) 蔵王権現については、役行者神変大菩薩一三〇〇年遠忌記念『役行者と修験道の世界——山岳信仰の秘宝——』(大阪市立美術館編)の「蔵王権現の姿・形」と「伝説の尊像、蔵王権現」を参照。

(22) 『越中古文書』の「氷見光禪寺書類」には、  
当時唐嶋二有ルハ、鬼門守護ノ大鎮守唐嶋大弁才吉祥天女・大悲觀世音菩薩・弘法大師・地藏尊也。境内鬼門守護者、像王大權現、大鎮守トシテ古来ヨリ之通りニ大切ニ可相守事。

◎◎◎ 道宗書。(花押)

という道宗が記した文書も記されているが、これはもともと光禪寺に所蔵されている「光禪開山老和尚行業記」「光禪二代和尚小行実記」を合綴した横巻一軸の末尾に付される記載である。唐嶋には鬼門を守護する唐嶋辨財天のほか大悲觀世音菩薩と弘

法大師と地藏菩薩の各像が祠られ、光禪寺境内にはやはり鬼門守護の像王大権現が古来より祠られていたことが知られる。この記述によれば、像王大権現と地藏菩薩は全く別のものということになる。これを記した道宗については世代に該当者が存しないが、印鑑の部分が原本では「一華開五葉」「洞山正宗」「春山正吐緑四衆自作群」となっており、また両史料の中間に置かれた全源亮湛の花押の後には「釈氏春山」の印が押されていて、これは亮湛や寂庵道光のものではなく、史料の継ぎ目に道宗が自らの道号として捨て印のごとく押したものと見られる。道宗とはおそらく光禪寺第三八世の春山道雲(？—一八三六)のことを指しており、道雲は自らの道号である春山にちなんで、「春山正吐緑四衆自作群」や「釈氏春山」の印を用いているのではないかと推測される。ちなみに寺伝によれば、道雲は天保七年(一八三六)十一月一日に示寂している。

(23) 経行とは『林間録』巻上の「菩提達磨」の章に、

菩提達磨、初自<sub>レ</sub>梁之<sub>レ</sub>魏、經<sub>レ</sub>行於嵩山之下、倚<sub>レ</sub>杖於少林、面壁燕坐而已、非<sub>レ</sub>習禪也。

とあるように、諸地を遊行して通過する意であろう。

(24) 『曹洞宗文化財調査目録解題集4 中国管区編・四国管区編』(曹洞宗宗務庁刊)の「山口・禅昌寺」の典籍に明和五年(一七六八)に山口禅昌寺の独住一四世である天然随明(？—一七八九)が撰した『法幢山禅昌寺由来開山世代聯名年譜』一卷が存しているが、そこに開山の慶屋定紹について、

開山慶屋定紹和尚。

一、從<sub>レ</sub>開基<sub>レ</sub>永三丙子年、至<sub>レ</sub>当明和五戊子年、三百七十三年。

一、開基大檀那大内<sub>レ</sub>八十八代目<sub>レ</sub>義弘侯。

一、能州之産、長谷部信連之子孫。

一、加州大乘寺明峯和尚之弟子。從<sub>レ</sub>加州大乘寺徹山和尚<sub>レ</sub>伝法。

と記されている。定紹は能登の産で長谷部信連の子孫とされている。長氏は奥能登の中央部から西部で地頭職であり、長谷部氏の後裔に当たっている。

(25) 『越中古文書』巻一〇「水見光禪寺書類」に載る「光禪寺所蔵品等」の全文はつぎのごとくである。

光禪寺所蔵品等<sub>レ</sub>四月廿二日<sub>レ</sub>。

一、弘法大師筆<sub>レ</sub>中央二千體不動ノ画、繞リニ梵字<sub>レ</sub>。一幅。

一、道元禪師和歌<sub>レ</sub>原騏園筆、享保壬寅<sub>レ</sub>。一卷。

一、興聖寺再興記<sub>レ</sub>中院通村卿作、原元眼筆、享保壬寅<sub>レ</sub>。巻卷。

一、絵巻物<sub>レ</sub>狩野<sub>レ</sub>〔<sub>レ</sub>〕筆、無落款、人物山水<sub>レ</sub>。巻卷。<sub>レ</sub>狩野ノ可ナリ古キ所歟<sub>レ</sub>。

一、聖徳太子木像<sub>レ</sub>太子御自作ト云伝、作甚精巧。当山中興和尚、南部<sub>レ</sub>巡化ノ際、牛瀧源吾ヨリ拝領シ来レル像ナリト、明細帳ニアリ<sub>レ</sub>。

一、十六羅漢画像へ狩野畔幽齋筆トアリ。十六幅。

一、微妙公御画像。壹幅。

御官服坐像也。

一、当山開祖執持拈子。壹。

開祖明峰和尚、支那天童山ヨリ賜ルモノト。

一、青磁鉢。同上。

一、同花瓶。同上。

一、大佛頂首楞嚴神咒へ開山和尚筆。壹冊。

一、辨道話へ道元禪師筆ヲ模写セシ物ナリ。壹冊。

一、仮名法語へ明峯和尚作并筆。壹幅。

卷末ニ建武三年丙子正月十五日、住洞谷主素哲書トアリ。

別ニ享保中写シノ横巻アリ。

一、巖竹ノ傍ニ童子ノ図へ落款、素哲筆、印。明峯和尚

筆。壹幅。

黄檗南源贊。

(26) 光禪寺所蔵の箱書きには「當山開祖御執持拂子」とあり、箱

書の裏に「此之内、開山大師之書印衲置者也。天保三辰年四

月十六日」と、裏蓋の底には「天童山ヨリ龜毛拂子、開山傳

來」とそれぞれ記されている。拈子は全長七六センチ、毛長五

一センチとなっている。

(27) 氷見市寺社所蔵文化財調査委員会編『平成六・七年度』氷

見市寺社調査報告書』の「曹洞宗」の「光禪寺」の箇所には、

青磁象炉 一口 総丈一四・〇 明時代

青磁双鱼文鉢 一口 径二八・五 高六・〇 明時代

青磁花瓶 一口 総丈二五・〇 年代不詳

と記されており、いずれも素哲の示寂後に当たる明代(二三六  
八一―一六四四)初期の作と伝承されている。

(28) 光禪寺所蔵『大佛頂首楞嚴神咒』袋綴一冊は縦一五センチ、

横二二・五センチで、裏扉に「海慧山光禪寺什宝物、當寺開山

明峰哲老古佛御真書楞嚴神咒、大切守護可仕事」と記されて

開山素哲の真筆と伝承されている。また袱紗には「享保二龍飛

強圍作□夷則解制日、廻宗僧寄附焉。開山之法語之複紗。一

如代」とあり、享保二年七月一五日に第二二世の一如孝順が記  
している。

(29) 通幻派の普濟善教(二三四七―一四〇八)が書写した新出の禪

林寺本『能州洞谷山永光禪寺行事次序』(単に「洞谷清規」また

は「瑩山清規」と略称)などによって『大佛頂首楞嚴神咒』の引

用をしてみるに、年中行事では涅槃会・降誕会・衆寮諷經・楞

嚴会・永平開山忌・大乘開山忌・達磨忌・成道会・除夜など

で読誦されていたことが知られるから、当然、素哲もこれを常

用していたはずであろう。なお『普濟禪師語録』巻下所収「普

濟禪師行記」や『普濟救和尚法語』所収「普濟善教和尚行状」

などによれば、善教も加賀河北郡英田の巨族(盛族)藤原氏の

出身とされ、素哲と同じく富樫氏の一族と推定される。

(30) 道元が洛南深草の観音導利院において『辨道話』を撰したのは

南宋より帰国して四年を経た寛喜三年(一二三二)中秋のことであり、このとき書かれたものをとくに草案本と称しており、後に改訂したものが一般に流布本として知られている。その草案本『辨道話』は岩手県水沢市黒石の大梅拈華山円通正法寺に所蔵される『正法眼蔵雜文』一冊の中に収められているが、その末尾には、

于<sub>レ</sub>時寛喜辛卯中秋日<sub>レ</sub>御帰朝以来四年後也<sub>レ</sub>、入宋伝法沙門住<sub>ニ</sub>觀音導利院<sub>一</sub>道元記。

于<sub>レ</sub>時元徳四年<sub>レ</sub>壬申<sub>レ</sub>正慶<sub>レ</sub>改元<sub>レ</sub>十一月七日、於<sub>ニ</sub>能州洞谷山永光寺知賓寮西窓<sub>一</sub>書写畢。旨国記。

という奥書が存しており、元徳四年(一二三二)十一月七日に永光寺知賓寮において旨国によって書写されたものであることが明記されている。ここにいる旨国とは筆写段階での誤記で、正しくは旨困すなわち素哲の法嗣である松岸旨淵のことを指しているものと推測される。旨淵は光禪寺の第二世となっているほか、永光寺の第六世にも就任していることから、当時、光禪寺に住持する傍ら、素哲が住持していた永光寺に赴いて『辨道話』を書写する機会にも恵まれたのではなからうか。旨淵の書写した草案本『辨道話』の筆写が一本であったとは限らないことから、あるいは写本の一本が光禪寺にも秘蔵されていたのかも知れない。なお『正法眼蔵雜文』に収める草案本『辨道話』は正法寺独住第七世の寿雲良椿(？—一五一六)が出羽(山形県)山形の登鱗山龍門寺に所蔵されていた総持寺伝法庵所伝系

の写本を書写したものである。詳しくは『曹洞宗宗宝調査目録 解題集2 へ東北管区・北海道管区編』の「岩手県正法寺」の箇所を参照。

(31) 光禪寺に所蔵される伝素哲の仮名法語には箱書きに「當寺開山大和尚假名法語、一軸」とあり、縦五五・三センチ、横一八・四センチとなっている。建武三年正月一五日に洞谷素哲が記したことになるが、書体などからすると明らかに後世の筆跡とみてよく、おそらく一如孝順が広福寺で実際に書写してきた元のものではなかったかとも推測される。

(32) 「智首座に与ふる法語」は素哲が大智の請に應じて書き与えた仮名法語であり、素哲自筆の原本が熊本県の広福寺に所蔵されている。素哲は奥書において、

智座元禪師の請に因り、聊か仮名の法語を与う。時建武三年丙子正月十五日、住洞谷素哲書。〔花押〕

と記しており、永光寺住持として首座の素哲に付与したものであることが知られる。『曹洞宗全書』「室中・法語・頌古・歌頌・寺誌・金石文類」に「智首座に与ふる法語」として収録されている。

(33) 享保年中に書写した横巻とは現今も光禪寺に所蔵され、原本は軸装にされて「明峯禪師仮名法語」とあり、縦二八・九センチ、横一二九・七センチで、末尾に、

此法語者、肥後州石貫鳳凰山広福寺室中秘在之真筆也。時享保二丁酉三月廿五日、現住光禪一如拜写。〔花押〕



と記されている。この点は「平成六・七年度」水見市寺社調査報告書の「曹洞宗」の「光禪寺」の箇所にも、

建武三年住洞谷素哲法語書写（一如孝順写）一卷 享保二年三月

と記されており、第二一世の一如孝順が享保二年（二七一七）三月二五日に実際に肥後石貫の広福寺に出向いてか書写したものであるらしい。

(34) 「竹童図」一幅は紙本に墨書で描かれ、画の右下に「素哲筆」[印]と記されており、光禪寺では「光禪開山明峯素哲禪師真画」と伝承されている。この画の上部に黄檗宗の南源性派が、

「酒水東派」

寒巖晦跡、草木生香、形像脱落、猶如風狂。洒雪吟風三百天、清溪流出舌頭長。

黄檗南源派謹題。 「性派之印」 「釋氏南源」

という賛を付している。「竹童図」が真に素哲の作なのか否かは定かでないが、少なくとも性派が賛を付した江戸初中期には素哲の親筆として久しく伝承されていたは疑いなかろう。ほかに光禪寺には室町期の作と推測される絹本着色の「千体不動図」一幅、江戸期に描かれた「瑩山禪師画像」一幅や「月澗禪師画像」一幅などが所蔵されている。

(35) 「仏林恵日禪師行状」によれば、

丈室之後、翠屏列峙、巖泉倒懸、阿闍大明王現忿怒之相於飛州之中、光焰一道然、瀑雪以燦々。寺衆無識者、唯

明峰素哲の生涯とその功績四（佐藤）

師時々目撃、能作丹青之戲、臨入筆端三昧、雖國工不能敵也、靈驗昭々于世矣。（中略）加州大野尼寺、忽罹回祿、有自画且讀觀自在像、在於列焰堆裡、人以爲燒失。後觀之、幀子燬却、慈像并讀自若。學衆異之。即讀曰、弘誓湛海、威德重山、遍刹悲体、同塵慈顔、天堂地獄、分身一般、乾坤内外、轉生無間。半甲一鱗、應光空劫、或妃或童、垂迹亂髮、春入千林、華處々發、應物現形、如水月中、云々。

とあり、素哲が参学した恭翁運良も絵画を得意とし、不動明王や觀世音菩薩の画像を好んで描いたことが伝えられている。

(36) 南源性派（良衍・松泉）は福州（福建省）福清県の出身で俗姓は林氏、明末の崇禎四年（清の天聰五年、一六三二）に生まれている。郷里福清県西南の黄檗山万福寺に投じて隠元隆琦に参学して臨済の宗旨を究め、承応三年（一六五四）に隆琦とともに東渡して長崎に到っている。その後も隆琦に随従して山城（京都府）宇治の黄檗山万福寺の創建に尽力し、隆琦の示寂して後は語録や年譜の編集に尽力している。延宝八年（一六八〇）秋に摂津の天徳山国分寺に晋山し、河内の正興寺などに住持している。性派は黄檗山万福寺の住持には就いていないが、山内に華藏院を建て、また輪番によって開山堂の塔司なども勤めた経緯が存する。元禄五年（一六九二）六月二五日に世寿六二歳で示寂している。語録・詩文集として『天徳南源禪師語録』二〇巻、『南源禪師芝林集』二四巻（欠本あり）、『南源禪師蔵林集』

六卷一冊、『鑑古録』三〇巻などが存し、伝記史料としては仙門浄寿（茂泥子）が撰した『槃宗譜略』に「天徳山国分寺南源派禅師伝」が存し、『黄檗東渡僧宝伝』巻上にも伝が存している。性派が素哲の絵に賛を付したとすれば、黄檗山に寓居した時期から示寂するまでの間ということになるか。当時の光禅寺の住持は第一九世中興の月澗義光に当たるとであろう。

(37) 館残翁『明峰大智尊皇遺芳』の「明峯禅師開創示寂の遺蹟たる光禅寺史」には光禅寺に所蔵される「明峯禅師花押」を載せた後、「永光天海和尚消息」として、この文書を伝えている。館氏はこの文書について「第二十二世寂菴道光の時、永光杲天海へ永光第一（一世）、永光寺蔵する所の明峯禅師の印願一個を分贈し、是を光禅寺の重宝たらしむ。今、光禅寺に重襲し秘蔵して、明峯禅師の其馥郁たる余香を拝す」という注記を付している。天海道杲は若狭（福井県）の人で、享保九年（一七二四）四月より享保一三年（一七二八）七月まで永光寺の第四八八世に住山している。道杲と寂庵道光の系図を示すならば、

卍山道白—月澗義光—全源亮湛—寂庵道光

明州珠心—密山道顕—天海道杲（道高）

となり、同じ明峰派卍山下の曾孫に当たっている。道杲は永光寺に所蔵されていた素哲の花押の御印一箇を享保一一年（一七二六）八月一三日に光禅寺の道光のもとに付与しているのであるから、まさに永光寺住山期と年時が合致している。

(38) 光禅寺に所蔵される「呑堯和尚上書」として、

上訴。

水見庄海恵山光禅寺敬白。

右旨趣者、雖荒唐野寺、来稔夏之孟、致勵于江湖執行。□異郷同邦、無貴無賤款塞。雖日来月集、無処締於一菴寮舍、鳥雲嘆哉。本回首者、從後醍醐院之御宇、蕩々而大乘二代永光開山瑩山和尚第一之法弟子明峰和尚開闢之地、浄住寺・惣持寺為股肱羽翼之舍那、而一天四等之為本寺者也矣。上古者有幸、而舍那道場、七堂大伽藍、依然在矣。仏前之鉦聲、報乎子午矣。鐘樓華鯨、吼乎晨昏、而梵音高報、参者近唱矣。而下瓜瓞綿々、僧翼不倦、寺声無翅飛矣。鳳僧来入禅林、而雖叫倫言、迨中年、不幸而逢於乱世、無道節而成廢壞、况又以来寺領寄進乎、痛哉。仏闍道場雖滅却、禅機之法水未乾。故繼鼻祖雖発開於洪基、興於江湖作野寺、良当而俟朝之薪於風、ト夕之奠於藜。是誰識儂願、唯任於方便力而已。預所謂昔往七堂之地、近年已往作地子領、無衆寮一字之微者也。伏乞有御哀憐者、推於山僧之鼠腸之寸懷、被達上聞。於被地御有許之奉稽顙御印者、山僧開宿望於一時、又逮末世。御寄進之情、精何事、豈如之乎。因茲呼万歲山者、尔云。仍上訴如件。

西ノ夷則廿八日、

呑堯。（花押）

安房守殿。

山城守殿。

という鳳谷呑堯(？—一六二七)が元和七年(一六二二)七月二八日に記したと見られる文書を載せており、この文書は『越中古文書』巻一〇「氷見光禪寺書類」や館残翁『明峰大智尊皇遺芳』『光禪寺史』にも収められている。ここでは光禪寺が永光寺第二代の素哲によって開闢され、浄住寺や総持寺に次ぐ一四等の本寺であることが示されている。呑堯は光禪寺の第一五世で前中興とされ、永光寺の第四七七世ともなっている。

(39) このほか光禪寺には元禄一五年(一七〇二)五月の日付を有する「光月潤代写」の「開山置文の次第」一通も伝えられているが、これは光禪寺中興の月潤義光が永光寺に所蔵される瑩山紹瑾の置文を書写したものであり、残念ながら素哲に関するものではない。

(40) 利家の画像について『平成六・七年度』氷見市神社調査報告書へ臨済宗国泰寺派・浄土宗・日蓮宗・高野山真言宗・曹洞宗の部』においては、

「前田利家画像」も光禪寺所蔵で市指定文化財である。供養像として描かれ、神像形式の画像である。利家の画像は七幅知られているが、石川県、蓮江寺所蔵本は、利家夫人芳春院の求めによって描かれ、慶長四年(一五九九)大徳寺一二四世先浦宗賢の賛がある。この画像が没後まもなく描かれた画像として知られるが、この蓮江寺本を定本として描かれたのが光禪寺本であろう。同様形式のものでは、金沢市・燈明庵所蔵等があげられる。光禪寺本は加賀三代

藩主前田利常が藩祖利家菩提のために寄進したものと伝えられる優品である。 録録録村村村

と記されており、現在、氷見市指定文化財となっている。先に示した『越中古文書』で「微妙公御画像、巻幅」とあるのがこれに当たろうが、正式には「微妙公御寄進高德院画像」とでもすべきであろう。

(41) 光禪寺開山堂に安置される「木造開山明峯禪師坐像」一軀は像高一〇八センチ、椽の寄木造で玉眼・彩色の尊像であり、写実性に富む堂々たる風格を有している。氷見市教育委員会の調査では曲椽の作風から江戸期の作と推定されているが、あるいは中世以来の尊像を補修したものかとも見られ、いずれにせよ往時の素哲のすがたを模造復刻していることは疑いなくろう。

(42) 流布本『洞谷記』においてもやはり「明峰和尚置文」として、若干ながら字句の異同が見られるものの、

加州大乘・能州洞谷両寺住持職之事。  
右彼住持職者、嗣法小師並伝戒小師・受業小師、同心談合而扱<sub>レ</sub>出嗣法小師之中其機用之仁、可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>住持<sub>レ</sub>者也。

此外諸寺之事。  
加州分、願成寺・仲興寺・僕徳寺・崇禪寺・大会寺・西光寺。  
能州分、慧恩寺・円光寺。  
異本如<sub>レ</sub>次。  
加州分、能州願成寺・加州仲興寺・能州僕徳寺・崇禪

寺・加州大会寺・加州西光寺。

能州分、道興寺・惠恩寺・円光寺。

越中分、光禪寺。

右彼諸寺坊主職者、嗣法小師並伝戒小師・受業小師、同心談合而扱<sub>レ</sub>出其機用之仁、可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>居住者也。子孫固可<sub>レ</sub>守<sub>レ</sub>此旨、為<sub>レ</sub>永代龜鏡<sub>レ</sub>記之。

観応元年庚刀三月廿三日。

住大乘素哲御判。

としてほぼ同内容の記事を伝え、異本との異同も記している。

(43) 素哲の晩年にすでにそのゆかりの寺院として加賀の地に仲興寺・大会寺・西光寺が、能登の地に願成寺・俱徳寺・崇禪寺・道興寺・惠恩寺・円光寺がそれぞれ建立され、明峰派の嗣法・伝戒の弟子たちが居住していたらしいことが知られる。その中で伽藍が現今にまで維持されているのは加賀金沢(いま金沢市瓢箪町)の菅原山崇禪寺と能登羽咋郡徳田(いま羽咋郡志賀町館開)の法林山道興寺にすぎず、その他の寺院はすでに廃絶して久しい。

(44) 玄路統玄(？—一三八八)は郷閔や俗姓などは定かでないが、永光寺の素哲に参じてその法を嗣ぎ、加賀河北郡に永安寺を創建して素哲を開山に請して自ら第二世となっている。素哲の示寂に際しては看病に従事し、示寂後は三年間を喪に服したときれている。門下の宝山宗珍(道号は宝国、法諱は崇珍とも、？—一三九五)は敦賀の曹紹山永建寺を開き、その門流は出羽(山形・秋田の両県)の地に展開しており、玄路派として明峰十

二門派の有力な一角を形成している。永建寺などの寺伝によれば、統玄は北朝の嘉慶二年(南朝の元中五年)十一月五日に示寂したとされる。

(45) 『宗門聯燈会要』巻二「澧州夾山善会禪師」の章に、

師問<sub>レ</sub>僧、甚処来。云、洞山来。師云、有<sub>レ</sub>何言句。云、尋常許<sub>レ</sub>人三路学、玄路・鳥道・展手。師云、実有<sub>レ</sub>此語<sub>レ</sub>那。云、然。師云、軌<sub>レ</sub>持千里鈔、林下道人悲。

とあり、洞山良价が示す「洞山三路」が取り上げられ、玄路・鳥道・展手の三路のひとつに玄路が挙げられている。

(46) 「禮拜得髓」の話題とは『景德伝燈録』巻三「第二十八祖菩提達磨」の章に、

乃命<sub>レ</sub>門人<sub>レ</sub>曰、時將至矣、汝等盍各言<sub>レ</sub>所得<sub>レ</sub>乎。時門人道副对曰、如<sub>レ</sub>我所見、不<sub>レ</sub>執<sub>レ</sub>文字、不<sub>レ</sub>離<sub>レ</sub>文字、而為<sub>レ</sub>道用。師曰、汝得<sub>レ</sub>吾皮。尼総持曰、我今所解、如<sub>レ</sub>慶喜見<sub>レ</sub>阿閩仏国、一見更不<sub>レ</sub>再見。師曰、汝得<sub>レ</sub>吾肉。道育曰、四大本空、五陰非<sub>レ</sub>有、而我見<sub>レ</sub>処無<sub>レ</sub>一法可<sub>レ</sub>得。師曰、汝得<sub>レ</sub>吾骨。最後慧可<sub>レ</sub>禮拜後、依<sub>レ</sub>位而立。師曰、汝得<sub>レ</sub>吾髓。乃顧<sub>レ</sub>慧可<sub>レ</sub>而告<sub>レ</sub>之曰、昔如来以<sub>レ</sub>正法眼付<sub>レ</sub>迦葉大士、展転囑累而至<sub>レ</sub>於我、我今付<sub>レ</sub>汝、汝当<sub>レ</sub>護持。

として載る機縁であり、「達磨皮肉骨髓」「二祖得髓」の古則とも称されている。

(47) 分身とは仏・菩薩が慈悲をめぐらして有縁の衆生を化導するために種々のすがたに身を分かち、仮のすがたをとって世に現わ

れることであり、化作された身体としての化身に当たる。ただし、ここでは一つの身体が二つ以上に分かれることであり、素哲が実際に身を三つに分けて現じたことをいう。「景德伝燈録」卷二七「明州奉化県布袋和尚」の章に、

梁貞明二年丙子三月、師將示滅、於嶽林寺東廊下、端坐磐石、而説偈曰、彌勒真彌勒、分身千百億、時時示時人、時人自不識。偈畢、安然而化。其後他州有人見師、亦負布袋而行。於是四衆競圖其像。

という布袋和尚契此（長汀子、？—九一六）が示寂した後に分身した故事が伝えられており、後世の中国において布袋和尚は弥勒菩薩の化身として信仰されている。

(48) かなり意味合いが違うが、「宗門聯燈会要」卷二〇「筠州洞山良价禅师」の章に、

僧問、三身中阿那身說法。師云、吾常於此切。僧後問曹山、洞山道吾常於此切、意旨如何。曹云、要頭便斫將去。又問雪峯。峯以拄杖劈口拄云、我也曾到洞山來。

とあり、仏陀の三身説法に関する問答がなされている。

(49) 「倩女離魂」の古則とは「無門関」第三五則に、

五祖問僧云、倩女離魂、那箇是真底。無門曰、若向者裏悟得真底、便知出殻入殻、如宿旅舎。其或未然、切莫乱走。驀然地水火風一散、如落湯螃蟹七手八脚。那時莫言不道。頌曰、雲月是同、溪山各異、万福

万福、是一是二。

と記されている。「剪燈新話」に載る故事で、興陽の張鑑の末娘であった倩女があるとき魂と肉体が分離し、一人の倩女は王宙と結婚し、もう一人の倩女は病床に伏していたが、その二人の倩女が一つに合体したという物語りである。

(50) 大乘寺所蔵の「大乘三代明峰禅师不安并喪記之序」一卷一冊は石川県立美術館に寄託されており、具体的な編集者の名は伝えられていないが、素哲の示寂から葬儀の次第を門人らが記録に残したものであつて、葬儀の仏事次第・祭奠次第・送亡役人次序・送亡行列略記などが克明に記されている。「宗学研究」第一五号に全文が掲載され、「続曹洞宗全書」「清規」の「喪記集」に「明峰素哲禅师喪記」の題目で収められている。また館残翁氏が昭和十一年（一九三六）に撰した「明峰禅师送亡略記並同人名考」の考証が存する。

(51) 愛知学院大学図書館所蔵「禅林雅頌集」「逝偈」に載せられており、詳しくは田島柏堂「新資料禅林雅頌集の研究」（愛知学院大学文学部紀要）第一・第二巻）および同氏「新出資料による禅僧の「遺偈」の研究（上）（下）」（禅林雅頌集所収）（愛知学院大学禅研究所紀要）第二・第三号）に考証が存する。

(52) 「道元和尚広録」卷一〇「十二時頌」の「平旦寅」にも、  
而今瞞自未得、六耳七穿八穴聆、無口鉄鏈纒出氣、  
大氣剛道悟明星。

とあり、七穿八穴とは、どこもかしこも滅茶苦茶に穴だらけに

する意である。

(53) 『宗門聯燈会要』卷一九「潭州道吾宗智禪師」の章に、

師見南泉。泉問、闍梨名甚麼。師云、宗智。泉云、智不到處、作麼生宗。師云、切忌道著。泉云、酌然、道著即頭角生。

として唐代の南泉普願(王老師、七四八—八三四)と道吾円智(宗智とも、修一大師、七六九—八三五)による問答を伝えており、『道元和尚広録』卷二「開闢越州吉祥山大仏寺語録」の「上堂」にも、

云、見仏是拝仏、騎牛是覓牛。為甚如是。理合如是。智自不到處、切忌更道著。道著則頭角生。

という道元の説示が存している。「智不到中」とは、ことばや概念で表現するとすでに間違つてしまうところ、分別知解の届かないところを意味する。

(54) 「光明真言」は「不空大灌頂光真言」「光言」ともいい、大日

如来の真言で一切諸仏菩薩の総呪という。「不空羼索毘盧遮那仏大灌頂光真言經」によれば「唵、阿謨伽、尾嚧左曩、摩賀母捺囉、麼拏、鉢納麼、入嚩囉、鉢囉鞞哆野、吽」とある。

大日如来の不空真実の大印から光明が発生して無明煩惱を破る意で、この真言を受持する者は光明を得て諸々の重罪を滅し、宿業・病障を除き、智慧弁才・長寿福樂を得ることができ、この真言で加持した土砂を死者に散ずれば、離苦得樂するとされる。

(55) 末後とは最期・臨終の意、小師とは戒律を受けていまだ十夏に

満たない者のことで、転じて弟子の意に用いる。最後の小師とは示寂に臨んで最後に得度する弟子のことであり、たとえば「永平第三代大乘開山大和尚遷化喪事規記」に「延慶二年己酉八月廿二日示疾、九月二日、就法蔵当院、行者不説大小都合十人、悉行剃頭受戒而令作僧入衆へ末後小師」とあり、徹通義介も延慶二年(一三〇九)八月二二日に疾を示した後、九月二日には一〇人の行者を剃髮受戒(得度)せしめて最後の小師となしている。

(56) 当時、總持寺の住持であったのは峨山韶碩であり、館残翁「明峰禪師送亡略記並同人名考」(『大乘三代明峰禪師送亡略記人名考』とも)においても、

惣持寺ハ峨山禪師ノ代ナリ。聯燈録ニヨレハ、大源宗真カ法衣ノ以付ヲ受ケシハ、貞和五年(正平四年、二〇〇九)惣持寺ニ於テ之ヲ受ク、即チ明峯示寂ノ前年ナリ。通幻寂靈カ峨山ニ謁セシハ、文和元年(正平七年、二〇一二)ニシテ、明峰寂後三年ナレハ、明峯示寂ノ正平五年ハ、峨山必ス總持寺住山ナリト愚考ス。

と推測している。一方、このとき永光寺に誰が住持していたのかは初住・再住などの問題から明確ではないが、可能性としては三世無涯智洪・六世松岸旨淵・七世瑞翁超源などが推定されるよう。

(57) 光恩寺とは能登羽昨郡秋市に存したとされ、一に孝恩寺とも称

される。松岸旨淵を開山としているが、「光禪二代和尚小行実記」によれば、北朝の延文元年（南朝の正平二年、一三五六）に能登守護の畠山氏（無蔵居士）によって創建されたとされる。ただし、状況からすると、畠山氏の外護を受ける以前に旨淵が寺の基を築いていたものと見られる。館残翁「明峰禪師送亡略記並同人名考」では、

孝恩寺ハ明峰下松岸旨淵開山ノ寺ニシテ、能登国ナリ。其二世ヲ照庵智鑑トス。

とあり、孝恩寺とあるのを松岸旨淵の開いた孝恩寺のことと解している。

(58) 『洞上聯燈録』卷二「加州法苑山浄住寺無涯智洪禪師」の章によれば、

既而謝事帰浄住。以觀応二年辛卯五月九日、書偈別衆、恬然而逝。荼毘分骨、蔵于浄住・洞谷、塔曰新豊。出寂室光一人。

とあり、無涯智洪が浄住寺に帰住して示寂したこと、浄住寺と永光寺の両所に遺骨が分骨されて新豊庵が建てられたことが知られる。また浄住寺所蔵「安楽山産福禪寺年代記」によれば、北朝の貞治二年（南朝の正平一八年、一三六三）の箇所に「浄住寺寂室入滅、七月二日」とあり、この年七月二日に寂室了光が示寂している。

(59) 『大乘三代明峰禪師不安并喪記之序』に登場する安原殿・能勢殿・檀那・河原殿・新福寺殿・得田殿・富樫殿について、

加能地域史研究会の室山孝氏は「中世北陸と曹洞宗の発展」〔北國文華〕第六号、平成十二年二月の「明峰素哲と明峰派諸門流」において、

素哲の葬儀の記録によれば、大乘寺の檀越として、富樫家善を指すと思われる「旦那」のほか、安原殿・能勢殿・河原殿・新福寺殿・得田殿・富樫殿の名が見える。能登の得田氏と富樫嫡家と思われる富樫殿のほかは、明確にはわからないが、能勢殿は富樫氏の庶流で河北郡の南英田保に含まれる能勢（河北郡津幡町能瀬付近）を拠点とする一族とも推定され、あるいは素哲の出身家の可能性もある。

という興味深い見解を述べている。素哲が南英田保の能勢殿の一族としたならば、加賀河北郡の富樫氏の出身であったことになり、また同じ英田の人とされる峨山派通幻下の普濟善救（一三七一—一四〇八）とも同族であった可能性が強い。

(60) 永光寺山内には素哲の紹燈庵が東南隅に建てられたのみでなく、『洞谷五祖行実』（『御開山及四哲行状略記』とも）によれば、瑩山下の四門人の塔頭として無涯智洪の新豊庵が西北隅に、峨山韶碩の大雄庵が西北隅に、壺庵至簡の宝鏡庵が東南隅にそれぞれ建てられていることが知られる。したがって、これら四門人の塔頭は五老峰伝燈院とは別に存したことになるが、後世、戦国末期から江戸初期には四門人の卵塔や位牌も五老峰ないし伝燈院にまとめられたものであろう。

(61) 永光寺に建てられた塔頭が紹燈庵であったことは確実であるが、

大乘寺や光禪寺に建てられた素哲の塔頭が明確に紹燈庵と命名されたか否かは定かでない。また大乘寺では後世、註(62)のごとく素哲の塔所として高安軒が存しており、さらに石川郡富奥村字太平寺地内には、かつて高弟の不借玄位が師素哲の茶毘の地に太平寺を開創したことが伝えられている。なお不借派と太平寺については玄位の考証の際に別に触れたい。

(62) 石川県立図書館所蔵の『貞享二年寺社由緒書上』『加州分』の「高安軒」の項には、大乘寺の塔頭である高安軒について安清が貞享二年(一六八五)一月二十九日に記した記事として、  
当軒者、大乘寺三代明峰和尚之塔頭ニ而御座候。觀応元年之建立、至今年三百三拾六年ニ罷成候。代々大乘寺寺内ニ罷有候得共、大乘寺屋舖狭少ニ御座候故、慶長六年より本多安房下屋敷之内申請居住仕候。

と残されている。また『昔日北華録』巻中「富樫与一向宗合戦之事」にも、

此量家、後に山代の泰信が養子となり、高安と号す、又高泰とも。法躰して浄清と号し、大乘寺明峯和尚の弟子と成り、一室を造営して高安軒と名づけ、明峯を開基とす。

と記されている。これらによれば、高安軒は素哲の塔頭で觀応元年に富樫量家(山代殿、法名は浄清)なる人物によって大乘寺山内に建立されたものということになるが、その実際は定かでない。『鷹峯山和尚広録』巻一四「小仏事之開光」に、

明峯和尚真像(高安軒安清請)。

当軒大坐祖師像、兩点眼光日月明、只為靈源深且遠、北溟波浪自安清。

という香語が存し、卍山道白が安清の請で高安軒に安置された素哲の真像の点眼を行なっていることが知られる。

(63) 『洞上聯燈録』巻二「越中州光禪寺松岸旨淵禪師」の章に、

既而開法於播之永天、繼莅越之光禪、緇伍景慕、道声日起。觀応元年遷大乘、未幾輿洞谷。

と記されており、『重統洞上諸祖伝』とほぼ同文である。これらによれば、旨淵は大乘寺に住持した後、まもなく永光寺に遷住(再住か)していることになろう。